

第11号様式の2 (第5条関係)

政務活動記録簿 (調査委託費)

会派・議員名 工藤 将之

年 月 日	令和7年5月14日 4也				
委託名	政策調査委託				
委託先	株式会社高の原企画				
委託期間	令和7年4月1日～令和8年2月28日				
委託目的	議員活動を向上させ、県議会の発展に資するための調査を委託する				
内容、結果等	業務報告：別添調査委託報告書のとおり 調査委託結果の活用：調査報告をもとに委員会等で質疑を行った。 報告をもとに県内障がい者施設新規設置に関する政策案を練った。など				
委託に要した経費	項目	支払先	金額	内訳	領収書 番号
	調査委託費 4月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	7
	調査委託費 5月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	37
	調査委託費 6月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	17
	調査委託費 7月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	23
	調査委託費 8月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	30
	調査委託費 9月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	36
	調査委託費 10月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	42
	調査委託費 11月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	48
	調査委託費 12月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	54
	調査委託費 1月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	60
	調査委託費 2月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	68
	※100%充当 合計 242,000 円×100%＝242,000 円				
備考	添付資料：委託契約書、調査委託報告書				

注 「委託契約書」「調査報告書」を添付してください。

調査委託契約書

日本維新の会奈良県議団（以下「甲」という。）と株式会社高の原企画（以下「乙」という。）は、第一条に定める目的を達成するため、以下の通り合意したので次の通り委託契約を締結する。

（委託目的）

第一条 乙は甲の指揮のもと、乙の技能及び知識をもって甲の政務調査を行い、甲の議員活動を向上させ、県議会の発展に資することを目的とする。

（委託事項）

第二条 本契約の調査委託事項は、議会活動に関する一切の事項とする。

（委託期間）

第三条 委託期間は、令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）2月28日までとする。

（委託料）

第四条 委託料は、月額220,000円（税抜）とし甲の構成員が均等負担する。

（履行場所）

第五条 委託事業先所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本維新の会奈良県議会議員団

所在地 奈良市登大路町30 奈良県庁内（議会棟 日本維新の会会派控室）

（支払方法）

第六条 第四条の委託料については、甲を構成する各議員は、乙に対し、当月分は翌月の調査報告書及び精算報告書の提出をもって支払うものとする。振込の場合は、以下の口座へ振込する。三井住友銀行 [REDACTED] 株式会社高の原企画

（調査報告書の提出）

第七条 乙は甲に対して、委託事業の終了後、月毎に調査報告書及び精算報告書を作成し翌月10日までに提出することとする。

（秘密保持）

第八条 本契約における「秘密情報」とは、本契約において発生する業務の内容その他の一切の情報とし、双方、漏洩してはならない。また、他の目的に利用してはならない。本契約の解除後も継続するものとする。

2 乙は、本件業務の履行に当たって知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、当該個人情報を適切に管理するものとする。

（損害賠償）

第九条 乙は甲が故意または過失により相手方に損害を与えた場合、その賠償を甲に請求することができる。

(変更及び解除)

第十条 本契約の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知し協議したうえで、本契約の内容の変更若しくは解除をすることができる。

(疑義の解決)

第十一条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この委託契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年(2025年)4月1日

所在地 奈良市登大路町30番地奈良県議会棟内日本維新の会控室
甲 事業所名 日本維新の会奈良県議会議員団

奈良県議会議員 星川 大地

奈良県議会議員 松木 秀一郎

奈良県議会議員 山田 洋平

奈良県議会議員 清田 典章

奈良県議会議員 関本 真樹

奈良県議会議員 福西 広理

奈良県議会議員 工藤 将之

奈良県議会議員 中川 崇

奈良県議会議員 小林 誠

奈良県議会議員 佐藤 光紀

奈良県議会議員 松尾 勇臣

所在地 京都府相楽郡精華町光台1-7 けいはんなプラザボ棟

乙 事業所名 株式会社高の原企画

代表者 代表取締役 田中良典



令和7年5月1日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年4月)	《業務項目》 ・会派ニュース vol8 校正 ・代表質問打ち合わせ ・陳情団体同席 ・奈良公園関連調査同席 ・教育関連調査 ・学童事例調査
--------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年4月)	4月3日 9:00～17:00、4月4日 13:00～17:00、4月10日 9:00～17:00、 4月11日 13:00～17:00、4月17日 9:00～17:00、4月18日 13:00～ 17:00、4月24日 9:00～17:00、4月25日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年6月5日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年5月)	《業務項目》 ・ 代表、一般質問打ち合わせ ・ 意見書関連調査 ・ 奈良県大河ドラマ『豊臣兄弟!』観光推進協議会」の設立総会視察(5月29日) ・ 国交省水道事業ヒアリング ・ 質問構成補助 ・ ドローン自治体事例調査 ・ 奈良県立図書館情報館視察同行
--------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年5月)	5月1日 9:00～17:00、5月2日 13:00～17:00、5月8日 9:00～17:00、5月9日 13:00～17:00、5月15日 9:00～17:00、5月16日 13:00～17:00、5月21日 9:00～17:00、5月23日 9:00～13:00、5月29日 9:00～17:00、5月30日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年7月3日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年6月)	《業務項目》 ・代表、一般質問打ち合わせ ・会派ニュース vol9 構成 ・会派ニュース発行調整 ・複合公共施設事例調査 ・代表質問スライド資料作成補助
--------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年6月)	6月5日 9:00～17:00、6月6日 13:00～17:00、6月9日 13:00～17:00、 6月12日 9:00～17:00、6月13日 9:00～17:00、6月18日 9:00～ 15:00、6月19日 9:00～17:00、6月20日 13:00～17:00、6月23日 9:00～17:00、6月24日 9:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和 7 年 8 月 7 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 7 年 7 月)	《業務項目》 ・ 代表質問打ち合わせ ・ リフレッシュ道路現地調査
------------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和 7 年 7 月)	7 月 2 日 9:00～17:00、7 月 3 日 13:00～17:00、7 月 10 日 9:00～17:00、 7 月 11 日 13:00～17:00、7 月 17 日 9:00～17:00、7 月 18 日 13:00～ 17:00、7 月 24 日 9:00～17:00、7 月 25 日 13:00～17:00、7 月 31 日 9:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年9月4日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年8月)	《業務項目》 ・ 代表、一般質問打ち合わせ ・ 会派意見書調整
--------------------------	---------------------------------------

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年8月)	8月7日 9:00～17:00、8月8日 13:00～17:00、8月14日 9:00～17:00、 8月15日 13:00～17:00、8月20日 9:00～13:00、8月21日 9:00～ 17:00、8月28日 9:00～17:00、8月29日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年10月2日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年9月)	《業務項目》 ・代表質問打ち合わせ ・トイレピカピカ計画ヒアリング同席 ・遊砂地調査 ・請願打ち合わせ ・けいはんな意見交換 ・奈良県中央卸売市場再整備民間意向調査（水族館）
--------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年9月)	9月2日 13:00～17:00、9月4日 9:00～17:00、9月11日 9:00～17:00、 9月12日 13:00～17:00、9月17日 9:00～17:00、9月19日 9:00～ 17:00、9月24日 9:00～17:00、9月26日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和7年11月6日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年10月)	《業務項目》 ・ 会派ニュース vol10 構成 ・ 奈良先端大視察企画及び同席 ・ けいはんな意見交換（学研都市推進機構） ・ 京奈和自動車道建設促進大会調査
---------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年10月)	10月2日 9:00～17:00、10月3日 13:00～17:00、10月9日 9:00～17:00、10月10日 13:00～17:00、10月16日 9:00～17:00、10月17日 13:00～17:00、10月23日 9:00～17:00、10月24日 13:00～17:00、10月30日 9:00～17:00、10月31日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和 7 年 12 月 4 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 7 年 11 月)	《業務項目》 ・ 代表質問打ち合わせ ・ 京奈和道現地調査・建設資金調査 ・ 国道 163 号現地調査
-------------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和 7 年 11 月)	11 月 6 日 9:00～17:00、11 月 7 日 13:00～17:00、11 月 13 日 9:00～17:00、11 月 14 日 13:00～17:00、11 月 20 日 9:00～17:00、11 月 21 日 13:00～17:00、11 月 27 日 9:00～17:00、11 月 28 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和 8 年 1 月 8 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 7 年 12 月)	《業務項目》 ・ 代表質問打ち合わせ ・ 補正予算（国）調査 ・ 橿原文化会館ホール、現地周辺調査
-------------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和 7 年 12 月)	12 月 1 日 9:00～17:00、12 月 4 日 9:00～17:00、12 月 8 日 9:00～17:00、12 月 11 日 13:00～17:00、12 月 18 日 9:00～17:00、12 月 19 日 13:00～17:00、12 月 25 日 9:00～17:00、12 月 26 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和 8 年 2 月 5 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 8 年 1 月)	《業務項目》 ・ 会派ニュース構成 vol11 構成 ・ 代表、一般質問打ち合わせ
------------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和 8 年 1 月)	1 月 8 日 9:00～17:00、1 月 9 日 10:00～14:30、1 月 15 日 9:00～17:00、 1 月 16 日 13:00～17:00、1 月 22 日 9:00～17:00、1 月 23 日 13:00～ 17:00、1 月 29 日 9:00～17:00、1 月 30 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和 8 年 3 月 5 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 8 年 2 月)	《業務項目》 ・ 代表、一般質問打ち合わせ ・ 三重県運転免許センター視察同行 ・ 関西広域連合議会視察 ・ 代表質問構成補助 ・ ナフィック現地調査 ・ 国道 169 号現地調査
------------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和 8 年 2 月)	2 月 5 日 9:00～17:00、2 月 10 日 10:00～17:00、2 月 12 日 9:00～17:00、2 月 19 日 9:00～17:00、2 月 20 日 13:00～17:00、2 月 26 日 9:00～17:00、2 月 27 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

第11号様式の2 (第5条関係)

政務活動記録簿 (調査委託費)				
会派・議員名 工藤 将之				
年 月 日	R 8 . 2 . 1			
委託名	行政支援制度 調査分析業務			
委託先	株式会社 Bloom Road			
委託期間	R 8 . 2 . 1 ~ R 8 . 3 . 3 1			
委託目的	奈良県が提供する行政支援制度（教育・子育て、福祉・くらし、医療・健康等）に関する基礎データを調査・収集・分析・整理し、県政における政策立案および県民サービスの向上を図るための基礎資料を整備することを目的とする。			
内容、結果等 ※調査委託の効果を明記のこと	奈良県が提供する行政支援制度について、教育・子育て、福祉・くらし、医療・健康等の各分野にわたり、対象者・相談窓口・利用手順を体系的に調査・整理した。調査の結果、県民が必要な支援制度にアクセスしにくい現状が明らかになり、情報の一元化と分かりやすい発信の必要性が確認された。 調査結果をもとに議員公式 Web サイト「県民ポータル」として情報を公開し、県民の支援制度へのアクセス改善に活用した。また、整理されたデータは、県の情報発信のあり方や制度の周知体制について議会で問題提起を行う根拠資料として活用できる。			
委託に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	調査費	159,500 円	調査及び報告書作成	7 3
	合計	159,500 円 (全て政務活動)		
備考	添付資料：業務委託契約書・調査報告書			

注 「委託契約書」「調査報告書」を添付してください。

業務委託契約書

(行政支援制度 調査分析業務)

奈良県議会議員 工藤将之(以下「甲」とする)と、株式会社Bloom Road(以下「乙」とする)とは、行政支援制度に関する調査および分析業務の委託に関し、以下の通り契約(以下、「本契約」とする)を締結する。

第1条(目的)

本契約は、甲が県政における政策立案および県民サービスの向上を図るために必要な、奈良県および県内市町村の行政支援制度に関する基礎データを乙が調査・収集し、分析・整理することを目的とする。

第2条(業務の内容)

甲は乙に対して、以下の業務(以下、「本業務」とする)を委託し乙はこれを受託する。

1. 県・市町村支援制度ピックアップ調査

○奈良県および県内主要自治体が公開している各種支援制度(補助金、助成金、福祉サービス等)の網羅的な調査およびリストアップ。

2. 制度概要の要約・再編集(原稿データ作成)

○収集した制度情報について、県民にとっての利便性を考慮した平易な表現への要約、および分類整理(原稿作成)。

3. 検索分類・タグ付け設計データ作成

○収集したデータを目的別・対象者別に検索可能にするための分類ロジック(タグ付け)の設計およびデータベース化。

第3条(成果物の納品)

乙は、本業務の成果として、以下の成果物を甲に納品するものとする。

●成果物:調査分析報告書(PDF形式)一式(※調査した制度一覧、要約原稿、分類設計データを含む)

第4条(契約期間)

本契約の有効期間は、2026年2月1日から2026年3月31日までとする。

第5条(業務委託料および支払い方法)

一、甲は、本業務の対価として、乙に対し金159,500円(税込)を支払う。

二、甲は、本業務完了後、乙が発行する請求書に基づき、乙が指定する金融機関の口座へ一括して振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第6条(権利の帰属)

一、本業務により作成された成果物(調査データ、原稿、分類設計等)の著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む)および所有権は、業務委託料の完済をもって乙から甲に移転するものとする。

二、乙は、甲に対して著作権人格権を行使しないものとする。

三、甲は、当該成果物を自身の広報媒体(Webサイト、パンフレット等)に二次利用することができる。

第7条(秘密保持)

甲および乙は、本契約の遂行上知り得た相手方の秘密情報を、第三者に開示・漏洩してはならない。本条の規定は、本契約終了後も有効とする。

第8条(再委託)

乙は本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、乙の責任においてこれを行うものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

第9条(不可抗力)

天災地変その他乙の責めに帰すことのできない事由により本業務の遅延または履行不能が生じた場合、乙はその責を負わないものとする。ただし、乙は速やかに甲へ通知し、対応について協議するものとする。

第10条(契約の解除)

甲または乙が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合、相手方は本契約を解除することができる。また、甲または乙が反社会的勢力であることが判明した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。

第11条(協議事項)

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

第12条(管轄裁判所)

本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書を作成し、甲および乙が署名または電子署名を施し、各自その記録を保管する。

締結日 令和8年 3 月 // 日

甲(委託者)	乙(受託者)
住 所: 桜井市栗殿612-8	住 所: 奈良市中町313-3 松本ビル1階
氏 名: 工藤 将二	会社名: 株式会社Bloom Road
	代表取締役: 山岡 稔季
	

行政支援制度 調査分析報告書

奈良県の行政支援制度に関する調査・収集・分析・整理
教育・福祉・医療・フィルムコミッション

業務名称	行政支援制度 調査分析業務
------	---------------

契約期間	2025年度（～2026年3月31日）
------	---------------------

調査制度数	5カテゴリ / 40件
-------	-------------

目次

第1章 業務概要

本調査の目的・背景・業務範囲

第2章 調査方法

調査対象の選定基準・情報収集プロセス

第3章 調査結果：制度一覧

5カテゴリに分類した全制度の一覧と要約

第4章 分類設計

検索分類ロジックの設計方針

第5章 要約原稿の方針

県民向け要約における編集方針

第6章 成果の活用

Webポータルへの実装と期待効果

第1章 業務概要

1-1. 目的

本業務は、奈良県議会議員 工藤まさゆき氏が県政における政策立案および県民サービスの向上を図るために必要な、奈良県の行政支援制度に関する基礎データを調査・収集し、分析・整理することを目的とする。

1-2. 背景と課題

奈良県が提供する行政支援制度（教育、福祉、医療、観光振興等）は多岐にわたるが、以下の課題が存在する。

- (1) 奈良県公式Webサイトは情報量が多く、県民が目的のページにたどり着くことが困難である。
- (2) 教育・福祉・医療等の分野横断的に情報を整理したポータルが存在しない。
- (3) 制度名称が行政用語のため、支援を必要とする県民にとって内容把握が難しい。
- (4) 工藤議員が注力するフィルムコミッション分野の情報が県サイト内で分散している。

これらの課題を解決するため、工藤議員の政策テーマ（教育・福祉・医療・フィルムコミッション）に即した制度を調査・収集し、県民が直感的にアクセスできる分類体系と平易な要約原稿を整備することが本業務の意義である。

1-3. 業務範囲

業務項目	内容	成果物
1. 支援制度ピックアップ調査	奈良県が公開する各種支援制度の網羅的な調査・リストアップ	制度一覧表（本書第3章）
2. 制度概要の要約・再編集	県民にとっての利便性を考慮した平易な表現への要約、分類整理	要約原稿データ（本書第3章内）
3. 検索分類・タグ付け設計	政策テーマ別に検索可能にするための分類ロジック設計	分類設計書（本書第4章）

第2章 調査方法

2-1. 調査対象の選定基準

本調査では、以下の基準に基づき、工藤議員の政策テーマおよび県民の生活実態に即した制度を抽出した。

政策テーマとの整合

工藤議員が注力する教育・福祉・医療・フィルムコミッション分野に直結すること。

県民生活との直結性：県民が直接利用できる制度・相談窓口・情報サイトであること。

情報アクセスの困難さ：奈良県公式サイト内で目的ページへの到達が困難な制度を優先的に採録した。

対象者の広がり：子育て世代、障がい者、高齢者、医療従事者など幅広い県民層への便益があること。

議会活動との連動：議会質問・政策提言の根拠となる情報基盤としての活用可能性。

2-2. 情報収集プロセス

工程	作業内容	成果
Step 1 一次調査	奈良県公式サイト of 教育・福祉・医療・観光関連ページを網羅的にスクリーニング。関連機関サイト（教育研究所、社協、FC等）も調査対象に含め、約150件の候補を抽出。	候補150件
Step 2 絞り込み・分類	選定基準に基づき候補を精査。工藤議員の政策テーマとの整合性を軸に評価し、最終的に40件を採録。5つのカテゴリを設計。	40件 / 5分類
Step 3 要約・原稿作成	各制度の公式情報を県民視点で要約。専門用語を平易な表現に変換し、「何ができるか」「どこに相談するか」を明確化。工藤議員コメントの素案も作成。	要約原稿一式
Step 4 検証・納品	リンク先の有効性確認、分類の網羅性検証を経て、報告書としてとりまとめ・納品。	本報告書

第3章 調査結果：制度一覧

本調査の結果、5つのカテゴリに分類された計40件の行政支援制度・情報サイトを採録した。

カテゴリ	件数	テーマ
01 教育・子育て	9件	すべての子どもに、学びの土台を。
02 福祉・暮らし	12件	「助けて」と言える社会をつくる。
03 医療・健康	12件	いのちと暮らしを、まっすぐ守る。
04 フィルムコミッション	5件	奈良の魅力を、映像で世界に届ける。
05 議会活動	2件	すべて公開。ご自身の目で確かめてください。
合計	40件	

01 教育・子育て

No.	制度・サイト名称	概要（要約）
1	学校教育（総合）	小・中・高・特別支援・不登校・いじめ・学校保健等の総合入口。
2	教育支援部（いじめ・不登校・ヤングケアラー）	県教育委員会の生徒指導支援室。SC/SSW配置、いじめ重大事態対応等。
3	いじめ対策	いじめ防止基本方針、いじめ対策連絡協議会、早期対応マニュアル。
4	不登校関連資料	不登校の現状データ、支援方針、教員向け「支援のしるべ」等。
5	特別支援教育推進室	発達障害・肢体不自由・知的障害等の特別支援教育に関する施策・相談。
6	高等学校等就学支援金・授業料軽減	高校授業料の支援金制度。所得に応じた軽減・無償化の案内。
7	子育て支援	子育て全般の相談・支援窓口。保育・幼児教育・放課後対策等。
8	奈良県立教育研究所	教育研究や研修資料を提供する県の教育機関。
9	奈良県保育人材バンク	保育士の人材確保・就職支援サイト。子育て支援の基盤。

02 福祉・暮らし

No.	制度・サイト名称	概要（要約）
1	障害者福祉（総合）	障害福祉サービス、手帳・手当・助成、発達障害、医療的ケア児等。
2	障害福祉のご案内	障害がある方への支援制度の総合ガイド。
3	発達障害 相談窓口	発達障害の相談窓口・サポートブック「リンクぶらす」等。
4	心身障害者扶養共済制度	保護者が万一の際、障がいのある方に年金を支給する任意加入制度。

No.	制度・サイト名称	概要(要約)
5	高齢者福祉・介護	介護保険制度、地域包括ケア、高齢者施設、シルバー人材センター。
6	介護保険のしくみ	介護保険課。要介護認定、サービス利用、施設情報等。
7	児童福祉(子ども・ひとり親)	児童虐待防止、ひとり親支援、保育・幼児教育、各種手当。
8	生活保護・生活困窮者支援	生活保護の相談窓口、生活困窮者自立支援、地域福祉。
9	ヤングケアラー支援	家族の介護を担う子ども・若者への実態調査・支援施策。
10	障害者雇用支援	障害者就労支援機関、障害者はたらく応援団なら、農福連携等。
11	nara temono (障害のある人の商品カタログ)	奈良の障害のある人が作った商品カタログサイト。就労支援・社会参加を応援。
12	社会福祉総合センター	福祉サービスや相談窓口の案内を行う施設。

03 医療・健康

No.	制度・サイト名称	概要(要約)
1	医療・医療保険(総合)	救急医療・がん対策・地域医療・病病情報等の総合入口。
2	奈良県救急安心センター(#7119)	看護師・相談員による24時間救急相談(0744-20-0119)。
3	こども救急電話相談(#8000)	小児の急病対応。夜間・休日の相談窓口(0742-20-8119)。
4	救急医療(休日夜間診療所一覧)	県内救急告示医療機関一覧、休日夜間応急診療所の一覧。
5	がん対策(がんネットなら)	がん検診・相談窓口・患者サロン。奈良県のがん医療情報ポータル。
6	脳卒中・心臓病 総合支援センター	脳卒中・循環器病の連携・支援情報。
7	難病対策	指定難病の医療費助成制度、相談窓口、患者会情報等。
8	福祉医療制度(子ども・ひとり親・障害者)	子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、心身障害者医療費助成。
9	精神保健・こころの健康	こころの健康相談、精神科医療機関情報、依存症支援等。
10	医療情報ネット(ナビイ)	診療科・地域・受付時間などで奈良県内の医療機関を検索。
11	すこやかネットなら(健康情報)	食・運動など健康情報をまとめた県のサイト。予防医療の観点。
12	なら看護師応援ネット	看護職の就業支援・研修情報。医療人材確保に直結。

04 フィルムコミッション

No.	制度・サイト名称	概要(要約)
1	奈良県フィルムコミッション(専用サイト)	奈良県内のロケ候補地検索・撮影申請・支援窓口の専用サイト。

No.	制度・サイト名称	概要（要約）
2	観光戦略課・観光力創造課	奈良県のフィルムコミッション担当部署。撮影支援・誘致事業の窓口。
3	観光・文化・スポーツ（総合）	奈良県の観光施策・文化資源・イベント情報の総合入口。
4	ロケ地情報（全国ロケーションDB 奈良県分）	奈良県内のロケ候補地一覧（全国FC連携データベース）。
5	奈良にゆかりの映画情報	奈良が舞台・ロケ地となった映画・ドラマの情報。

05 議会活動

No.	制度・サイト名称	概要（要約）
1	奈良県議会 会議録検索システム	奈良県議会の会議録を検索・閲覧。工藤まさゆきの議会質問を全文で確認できる。
2	奈良県議会 議会中継システム	本会議・委員会のライブ配信・録画配信。議会の様子を動画で確認できる。

第4章 分類設計

4-1. 基本方針

県民が「自分の困りごと」から直感的に制度へアクセスできるよう、工藤議員の政策テーマに即した5つのカテゴリを設計した。

カテゴリ	対象領域	設計意図
01 教育・子育て	学校教育、いじめ・不登校、特別支援、保育	工藤議員の最重要政策テーマ。教育現場の課題に直結する制度群を網羅。
02 福祉・くらし	障害福祉、高齢者介護、生活困窮、ヤングケアラー	「助けて」と言える社会の実現に向け、セーフティネット制度を集約。
03 医療・健康	救急医療、がん対策、難病、精神保健、予防医療	南部・山間部の医療アクセス課題を踏まえ、相談窓口を中心に整理。
04 フィルムコミッション	ロケ地検索、撮影支援、観光連携	工藤議員の独自政策テーマ。県内に分散するFC関連情報を集約。
05 議会活動	会議録、議会中継	議員活動の透明性確保。県民が自ら確認できる導線を整備。

4-2. ナビゲーション設計

Webポータルにおいては、上記5カテゴリをタブ切替え式のフィルタとして実装し、県民がワンクリックで政策テーマごとの制度一覧を表示できる構造とした。「すべて」タブにより、カテゴリ横断的な閲覧も可能である。各制度カードには公式サイトへの直接リンクを設置し、詳細情報への誘導を確保した。

第5章 要約原稿の方針

5-1. 編集方針

県民視点の言い換え

行政用語を、一般県民が理解できる平易な日本語に変換した。例：「SC/SSW配置」→「スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの配置」等。

「どこに相談するか」の明示

制度の法的根拠ではなく、県民が「どこに行けばいいか」「何をしてもらえるか」を端的に記載した。

1制度1～2文の簡潔さ

詳細は公式サイトへのリンクで補完する前提で、要約は端的に留めた。

工藤コメントの付加

各カテゴリに対し、工藤議員の政策視点に基づく独自コメントを付加。県民にとって「なぜこのテーマが大事か」を伝える導入文として機能させた。

5-2. 品質基準

基準	内容	検証方法
正確性	公式サイトの情報と齟齬がないこと	原典との突合せ確認
可読性	中学卒業程度の日本語力で理解できること	専門用語の排除確認
簡潔性	1制度あたり50字以内を目安	文字数カウント
リンク有効性	外部リンク先が正常にアクセスできること	全URLの死活確認

第6章 成果の活用

6-1. Webポータルへの実装

本調査の成果は、工藤まさゆき議員公式Webサイト内の「県民ポータル」ページとして実装された（URL：<https://kudou2026.vercel.app/portal.html>）。

カテゴリタブ切替え

5カテゴリ＋「すべて」タブによるワンクリックフィルタリング。直感的なUI。

制度カード形式

各制度をカード形式で表示し、制度名・概要・外部リンクを一覧できるレイアウト。

工藤コメント

各カテゴリに工藤議員の政策視点コメントを掲載。制度情報に独自の文脈を付加。

外部リンク導線

各制度カードから奈良県公式サイト等への直接リンクを設置。

レスポンス対応

スマートフォン・タブレットでも閲覧しやすいレイアウト設計。

6-2. 期待される効果

県民の情報アクセス改善

分散していた制度情報が一元化され、県民が政策テーマ別に必要な制度を即座に発見できる。

議員活動の可視化

教育・福祉・医療・FC分野における調査・情報整理の成果が具体的に公開される。

政策立案の基盤

調査データは今後の議会質問・政策提言における根拠資料として活用可能。

議会活動の透明性

会議録・中継への導線を整備し、県民による議員活動のチェック機能を強化。

以上

第11号様式の2（第5条関係）

政務活動記録簿（調査委託費）				
会派・議員名 工藤 将之				
年 月 日	R 8 . 3 . 1 1			
委託名	フィルムコミッション活性化に関する調査業務			
委託先	株式会社 Bloom Road			
委託期間	R 8 . 3 . 1 1 ～ R 8 . 3 . 3 1			
委託目的	6月議会での質問の事前調査として、奈良県フィルムコミッションの現状等を知るとともに先進地との施策の差を明確にするための基礎調査			
内容、結果等 ※調査委託の効果を明記のこと	奈良県フィルムコミッションの現状体制と全国先進自治体との比較調査を行った結果、奈良県では受け入れ体制の脆弱さ・能動的な誘致活動の欠如・撮影許可の壁・経済効果測定の未整備など、複数の構造的課題が判明した。一方で、県内には映像コンテンツのロケ地として活用できるポテンシャルが十分にあることも確認された。			
委託に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	調査費	55,000 円	調査及び報告書作成	7 2
		合計 55,000 円 （ 全（政務活動） ）		
備考	添付資料：業務委託契約書・調査報告書			

注 「委託契約書」「調査報告書」を添付してください。

業務委託契約書

(フィルムコミッション活性化に関する調査業務)

奈良県議会議員 工藤 将之(以下「甲」とする)と、株式会社Bloom Road(以下「乙」とする)とは、フィルムコミッション活性化に関する調査業務の委託に関し、以下の通り契約(以下、「本契約」とする)を締結する。

第1条(目的)

本契約は、甲が県政における映像文化振興および地域経済活性化に係る政策立案に必要な基礎情報を得るために、フィルムコミッション(FC)の現状と課題に関する調査を乙が実施し、その結果を報告書として取りまとめることを目的とする。

第2条(業務の内容)

甲は乙に対して、以下の業務(以下、「本業務」とする)を委託し、乙はこれを受託する。

1. 先進地域のFC活動に関する事例調査

- 国内先進FC団体(茨城県いばらきフィルムコミッション等)の組織体制・支援実績・運営手法・経済波及効果の調査および整理。
- 制作会社側のロケ地選定基準およびFCに求めるサービス内容に関する文献・公表資料の調査。

2. 奈良県FCの現状分析

- 奈良県における現行FC体制(組織・連絡窓口・ウェブサイト・JFC登録状況等)の把握および先進県との比較分析。
- 県内の映像撮影ポテンシャル(ロケ候補地)に関する調査・選定・整理。

3. 政策提言レポートの作成

- 調査結果の取りまとめ・考察、および奈良県FCの活性化に向けた政策課題と改善提言の文書化。

第3条(成果物の納品)

乙は、本業務の成果として、以下の成果物を甲に納品するものとする。

- 成果物:フィルムコミッション活性化に関する調査報告書(PDF・Word形式)一式(先進事例比較、現状分析、政策提言、ロケ候補地リストを含む)

第4条(契約期間)

本契約の有効期間は、2026年3月11日から2026年3月31日までとする。

第5条(業務委託料および支払い方法)

一、甲は、本業務の対価として、乙に対し金55,000円(税込)を支払う。

二、甲は、本業務完了後、乙が発行する請求書に基づき、乙が指定する金融機関の口座へ一括して振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第6条(権利の帰属)

一、本業務により作成された成果物(調査データ、報告書、候補地リスト等)の著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む)および所有権は、業務委託料の完済をもって乙から甲に移転するものとする。

二、乙は、甲に対して著作者人格権を行使しないものとする。

三、甲は、当該成果物を自身の政策活動(議会質問、広報媒体等)に活用することができる。

第7条(秘密保持)

甲および乙は、本契約の遂行上知り得た相手方の秘密情報を、第三者に開示・漏洩してはならない。本条の規定は、本契約終了後も有効とする。

第8条(再委託)

乙は本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、乙の責任においてこれを行うものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

第9条(不可抗力)

天災地変その他乙の責めに帰すことのできない事由により本業務の遅延または履行不能が生じた場合、乙はその責を負わないものとする。ただし、乙は速やかに甲へ通知し、対応について協議するものとする。

第10条(契約の解除)

甲または乙が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合、相手方は本契約を解除することができる。また、甲または乙が反社会的勢力であることが判明した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。

第11条(協議事項)

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

第12条(管轄裁判所)

本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書を作成し、甲および乙が署名または電子署名を施し、各自その記録を保管する。

令和8年 3 月 11 日

甲(委託者) 住 所: 枚市栗殿612サ 氏 名: 工藤 将之	乙(受託者) 住 所: 奈良市中町313-3 松本ビル1階 会社名: 株式会社Bloom Road 代表取締役: 山岡 稔季 印 
--	---

奈良県フィルムコミッション 活性化に関する調査報告書

— 政策調査資料 —

作成日：2026年3月26日

本報告書は、奈良県議会6月議会における一般質問の事前調査資料として作成されたものです。

※ 数値データは出典を明記し、推定値には「推定」と注記しています。議会質問前に最新の組織名称・予算額を県に再確認されることを推奨します。

調査・執筆：Bloom Road 調査チーム

目 次

1. エグゼクティブサマリー
 2. 先進県の事例比較
 3. 制作側（放送局・映画会社）が求めていること
 4. 奈良県の現状と課題
 5. 奈良県のポテンシャル ― 50のロケ候補地（抜粋）
 6. 提言：県が主導すべき5つのアクション
 7. 視察候補先
 8. 付録：調査から導かれる政策課題の整理
- 別紙 ロケ候補地リスト（50スポット）

1. エグゼクティブサマリー

奈良県は、日本の歴史・文化資産の密度において全国有数の水準にありながら、フィルムコミッション（以下FC）の活動において先進県との間に大きな格差が生じている。県のFC機能は「奈良県観光局 観光力創造課」が所管し、実務を古都音株式会社に業務委託する形で運営されている。現行の委託仕様は対応時間・体制規模ともに最小限の範囲に設定されており、窓口は携帯電話1本、対応可能時間は平日10時～16時となっている。

比較対象として、先進県の茨城県では2002年のFC設立以来、累計9,643作品・経済波及効果約105.7億円という実績を積み上げている。本調査の分析によれば、この格差の本質は資源・ポテンシャルの多寡にあるのではなく、体制整備と施策への継続的な投資の差に起因すると判断される。

調査の結論：奈良県には質の高い映像資産が存在する。現時点で不足しているのは「制作会社への積極的な誘致機能」と「受け入れ体制の整備」の2点に集約される。

2. 先進県の事例比較

2-1. 茨城県「いばらきフィルムコミッション」

項目	内容
設立	2002年10月、県庁内にFC推進室として設置
所管	茨城県 営業戦略部 観光誘客課 国内誘客グループ
実務委託	株式会社プロジェクト茨城（ロケ地相談業務）
R6年度 支援作品数	513作品（前年度比14%減）
R6年度 撮影日数	1,074日
R6年度 経済波及効	約5.5億円（前年度比22%増）
累計 支援作品数	9,643作品（2002～2024年度）
累計 撮影日数	延べ24,070日
累計 経済波及効果	約105.7億円

出典：茨城県議会公明党HP（2025年9月）、日本経済新聞（2025年8月27日）

成功の要因

- ・ワンストップ窓口：撮影相談から許可手続きサポートまで一元対応
- ・県内21市町以上がFC設立：県FCと市町村FCの二層体制で全域をカバー（2014年時点で21市町。以降も増加傾向）
- ・東京近郊の地理的優位：都内からロケバスで1～2時間圏内
- ・多様なロケ地の「在庫管理」：爆破対応施設から自然風景まで、ジャンル別にDB化

- ・大規模作品の戦略的誘致：作品数より経済効果を重視する方針転換
- ・エキストラの県民協力体制：ウェブサイトで常時募集、迅速な動員が可能

2-2. その他の先進事例

自治体	特徴	奈良への示唆
北九州市	日本初のFC設立都市のひとつ（2000年）。「NOと言わない」姿勢	撮影許可のハードルを下げる文化が重要
山梨県	富士山を軸にした誘致。インバウンド映像需要に対応	「古都」ブランドで海外作品を誘致可能
沖縄県	映像制作を産業政策として位置づけ。インセンティブ制度	県が「産業」として予算を投じる姿勢が差を生む
大阪市	府・市・商工会議所の三者体制（2000年設立）	官民連携モデルとして参考

※北九州市について：組織としての設立は大阪フィルム・カウンスル（2000年2月）が約7ヶ月早い。

3. 制作側が求めていること

3-1. ロケ地選定の3大基準

学術研究およびジャパン・フィルムコミッション（JFC）の調査によると、制作者がロケ地を選定する基準は以下の3点に集約される。

基準	内容
①「画」（え）	脚本が求める景観との一致度。他地域では代替できない独自性。時代設定との適合。
②「予算」	東京からのアクセス時間。宿泊・食事・機材搬入の受け入れ体制。撮影準備期間の長さ。
③「許可」	施設管理者の協力姿勢。行政・警察の許可手続きの迅速さ。周辺住民の理解を得るプロセス。

出典：J-STAGE「映画製作におけるロケ地選定とフィルム・コミッションの役割」（2016年）

3-2. 制作側がFCに求めるサービス（優先度順）

1. ロケ候補地の情報提供（写真・動画付きデータベース、条件検索機能）
2. 撮影許可のワンストップ調整（施設管理者・行政・警察との交渉を一括代行）
3. 宿泊・食事・機材レンタルの紹介（地元業者とのネットワーク）
4. エキストラの手配（住民ボランティアの動員力）
5. 交通・駐車場の確保（大型車両の進入可否、交通規制調整）

6. 撮影後のPR連携（ロケツーリズム、聖地巡礼マップ等の観光活用）

3-3. 「奈良での撮影」における制作側の課題認識（推定）

※ 以下は議員ヒアリング・業界一般の傾向からの推定であり、特定の団体への取材に基づくものではない。

- ・ 神社仏閣の撮影許可取得のハードル：個別の寺社ごとの交渉が必要であり、特に商業撮影については許可の取得が困難な事例が見受けられる（議員ヒアリングより）。
- ・ ワンストップ窓口機能の不足：現行の委託仕様における対応可能時間（平日16時まで）と制作現場の稼働実態との間に乖離があり、即応体制の整備が課題として挙げられる。
- ・ ロケ地情報の整備不足：登録ロケ地数・写真・動画の充実度ともに先進県と比較して改善の余地が大きい。
- ・ 市町村レベルのFC設立が限定的：JFC正式登録のFC団体が奈良県内2団体（県FC+大和桜井FC）にとどまっており、茨城県の21市町以上と比較して市町村単位での体制整備が進んでいない。

4. 奈良県の現状と課題

4-1. 現行体制

項目	内容
所管	奈良県観光局 観光力創造課 ※組織名は要最新確認
県庁連絡先	TEL：0742-27-8482
実務委託先	古都音株式会社（FCサポートオフィス）
委託先連絡先	TEL：070-8970-0992（平日10:00～16:00）
FCウェブサイト	nara-fc.pref.nara.jp（2025年12月リニューアル）
県内JFC登録FC数	2団体（県FC+大和桜井FC）

出典：JFC公式サイト近畿ブロック（2026年3月閲覧）、全国ロケーションデータベース

4-2. 構造的課題

課題①：体制の規模と対応力

現行の委託仕様が対応時間・業務範囲ともに最小限の設計にとどまっており、制作現場の稼働実態との間に乖離が生じている。茨城県が県庁内の専門部署と委託先による二層体制を整備しているのに対し、奈良県は県庁内での専門的な推進体制の強化が課題として示唆される。

課題②：制作会社への能動的アプローチの欠如

茨城県は制作会社への訪問営業・説明会の開催・エキストラの常時募集といった能動的な取り組みを継続的に実施している。奈良県は問い合わせへの対応を主体とする運営形態であり、制作会社の間での認知醸成・誘致活動の強化が今後の重要課題として挙げら

れる。

課題③：撮影許可プロセスの整備

奈良県の中核的な映像資産である神社仏閣については、撮影許可に関するルールが各寺社の個別判断に委ねられている。県が関係者の協議の場を主導し、文化財保護と撮影活用を両立するガイドラインを整備することが、中長期的な競争力強化に資すると考えられる。

課題④：大型コンテンツへの対応の弱さ

大河ドラマ・アニメ聖地巡礼等への県FCとしての組織的対応が課題となっている。2026年大河『豊臣兄弟！』では大和郡山市がドラマ館設置等の対応を進めているが、奈良県FCとして制作会社へのロケ支援・全県的な観光連動体制を構築する仕組みが整っておらず、県全体としての戦略的な対応が求められている。

課題⑤：経済効果の測定・公表体制の未整備

茨城県は毎年度のFC活動実績（支援件数・撮影日数・経済波及効果）を公表し、予算要求の客観的根拠として活用している。奈良県においては同等の実績公表が現時点では確認されておらず、FC活動の政策的評価を可能にする基盤の整備が求められる。

5. 奈良県のポテンシャル

「画」のインパクトが特に強いスポットTOP10（全50箇所より抜粋）

※ 全50箇所の詳細は別紙「ロケ候補地リスト」参照。撮影許可の壁の高低は調査チームによる推定値であり、実地確認が必要。

スポット名	所在地	映像ジャンル	許可の壁（推定）
田原地区の茶畑	奈良市	邦画・ドキュメンタリー	低
稲渚の棚田	明日香村	日本の原風景	低
高取城跡	高取町	時代劇・歴史	中
今井町 環濠集落	橿原市	江戸時代劇・邦画	中
神野山 鍋倉溪	山添村	SF・ファンタジー	低
五條新町通り	五條市	時代劇・レトロ	中
果無集落	十津川村	ドキュメンタリー	低
洞川温泉の夜景	天川村	ノスタルジー	低～中
野迫川村の雲海	野迫川村	自然ドキュメンタリー	低
東ノ川集落跡	上北山村	廃墟・ミステリー	中

50箇所の分析によると、「撮影許可の壁」が高い（＝主に神社仏閣が関与する）スポットは全体の約3割にとどまる。言い換えれば、約7割のスポットは許可取得の難易度が低～中程度であり、FC体制が整備されれば比較的短期間でロケ地として活用可能な状態にある。神社仏閣との協議・ガイドライン整備を中長期課題として並行して進めながら、まず即時活用が可能な約7割のスポットで実績を積み上げることが、現実的かつ効果的な段階的戦略として位置づけられる。

6. 提言：県が主導すべき5つのアクション

提言① ワンストップ窓口の本格化

現状：携帯電話1本、平日16時まで → 目標：茨城県型の二層体制

- ・観光力創造課内にFC専任職員を最低2名配置（現在は兼務と推定）
- ・委託先の対応時間を拡大（制作現場は土日・早朝・深夜も動く）
- ・制作会社への営業活動（東京のテレビ局・制作会社への定期訪問・説明会）

提言② 神社仏閣の撮影ルール整備

現状：寺社ごとの個別判断で多くが撮影拒否 → 目標：保全と活用の両立ルール策定

- ・県・寺社・映像業界の三者協議会を設置
- ・撮影可能エリア・時間帯・機材制限等の「撮影ガイドライン」を策定
- ・撮影協力寺社への「奈良県FC認定ロケ地」表彰制度
- ・撮影による文化財への影響評価の仕組みを制度化

提言③ ロケ地データベースの拡充

現状：登録数が圧倒的に不足 → 目標：県内全市町村から最低10箇所、計400箇所以上

- ・各市町村と連携して候補地を調査・登録（市町村FCの新規設立を促す）
- ・写真だけでなく動画（ドローン映像含む）を整備
- ・ジャンル別の逆引き検索機能を実装

提言④ 経済効果の測定・公表の制度化

現状：実績数値の公表が確認できない → 目標：茨城県と同様の年度別公表

- ・撮影支援件数・撮影日数・ロケ隊の県内消費額を毎年度集計
- ・県議会への報告と県民への公表を制度化
- ・予算要求の根拠として活用できる「見える化」を実現

提言⑤ ロケツーリズムとの連動

現状：撮影支援と観光振興が分断 → 目標：撮影→聖地巡礼→観光客増の循環

- ・撮影作品のロケ地マップ制作・拡充
- ・SNS・動画プラットフォームとの連携
- ・大河ドラマ・アニメ聖地巡礼への迅速な対応体制を全県に展開

7. 視察候補先

第一候補：茨城県（いばらきフィルムコミッション）

都道府県FC全国トップクラスの実績。体制・DB・経済効果測定すべてが参考になる。奈良と同様に「観光の目玉は少ないが歴史・自然資源は豊富」という類似構造。県庁内（水戸市）訪問で主要ヒアリングが完結。

訪問先：茨城県営業戦略部 観光誘客課 / 株式会社プロジェクト茨城

第二候補：北九州市（北九州フィルムコミッション）

日本初のFC設立都市のひとつ。「NOと言わない」文化の形成過程を学べる。地方都市が文化資産を映像産業に活かすモデルとして奈良との親和性が高い。

訪問先：北九州フィルムコミッション事務局

第三候補：JFC（ジャパン・フィルムコミッション）本部

全国のFC情報を統括するNPO法人。制作側のニーズを直接ヒアリングできる。奈良県FCの位置づけ・課題を客観的に評価してもらえる。東京での視察と組み合わせれば効率的。

訪問先：NPO法人ジャパン・フィルムコミッション

8. 付録：調査から導かれる政策課題の整理

本調査を通じて浮かび上がった主要な政策課題を以下に整理する。これらは、今後の議会における政策議論の論点として参照できる。

① FC推進体制の強化

本調査の比較分析から、先進県（茨城県）と奈良県の間が生じている格差の主因は、映像資源・ポテンシャルの差ではなく、体制整備と予算投資の継続性にあることが示唆される。茨城県が2002年の設立以来、累計約105.7億円の経済波及効果を実現してきた背景には、県庁内専門部署と委託先の二層体制という組織的な裏付けがある。制作会社の稼働実態に即した窓口機能の整備が、奈良県における最優先の政策課題として位置づけられる。

② ワンストップ機能の確立と能動的な誘致活動の展開

撮影許可調整から宿泊・機材手配に至る一元対応体制の確立が求められる。茨城県が実施している制作会社への定期的な訪問営業・説明会・現地視察ツアーといった取り組みは、ロケ地としての認知形成に直結しており、奈良県においても同様のアプローチを検討する余地は大きい。問い合わせ対応型から提案・誘致型へと運営の重点を移行させることが、中期的な体制改革の方向性として導かれる。

③ 神社仏閣の撮影活用に向けたガイドライン整備

奈良県が保有する神社仏閣は、他地域では代替不可能な質の高い映像資産である。その活用を促進するためには、個別交渉から脱却し、文化財保護と撮影活用を両立する包括的なガイドラインの整備が有効であると考えられる。県が関係寺社・映像業界との協議の場を主導的に設け、撮影可能区域・条件・手続きを標準化することにより、許可取得の予測可能性が向上し、制作会社のロケ地選定における奈良の優位性が高まると見込まれる。

④ ロケ地データベースの拡充と市町村FCの設立促進

JFC正式登録のFC団体が奈良県内2団体（茨城県は21市町以上）という現状は、県内各市町村における自地域の映像資産の把握・発信が十分でないことを示している。県が主導して市町村単位でのFC設立を促進するとともに、ドローン映像を含む質の高いロケ地データベースを構築することで、制作会社がロケ地候補を検討する際の情報アクセシビリティが大幅に向上すると考えられる。

⑤ 経済効果の測定・公表体制の制度化

茨城県は毎年度の支援実績（支援件数・撮影日数・経済波及効果）を公表し、議会・県

民への説明責任の履行と予算要求の根拠確保を両立させている。奈良県においては同等の実績公表体制が現時点では整備されていない。経済効果の「見える化」は予算の継続的確保に不可欠であり、計測・公表の仕組みを早期に制度化することが、FC活動の持続的発展と政策的な位置づけ強化の双方に資すると判断される。

参考資料・出典

- ・茨城県「令和6年度 茨城県内フィルムコミッションロケ支援実績」（2025年8月発表）
- ・日本経済新聞「茨城県、ロケ誘致の経済効果は22%増の5.5億円」（2025年8月27日）
- ・茨城県議会公明党HP「いばらきFC 経済波及効果が過去3番目の高水準に」（2025年9月）
- ・茨城新聞「茨城県内ロケ 経済効果100億円 累計額」（2024年10月）
- ・内閣府 知的財産戦略本部「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」（令和2年8月）
- ・ジャパン・フィルムコミッション「日本国内におけるロケ撮影の現状と課題」（2017年）
- ・J-STAGE「映画製作におけるロケ地選定とフィルム・コミッションの役割」（2016年）
- ・JFC公式サイト 近畿ブロック FC一覧（2026年3月閲覧）
- ・全国ロケーションデータベース 奈良県FC登録情報（2026年3月閲覧）
- ・奈良県観光局「河瀬直美監督映画ロケ地めぐり」（なら旅ネット）

別紙 ロケ候補地リスト (50スポット)

本リストは調査チームが選定した奈良県内のロケーション候補地50箇所の詳細一覧である。観光ガイドの定番ではなく、映像制作者がロケハンで実際に活用できる場所を重視して選定した。

※各スポットの撮影許可条件・アクセスは推定であり、実地確認が必要。私有地・神社仏閣・国立公園内は必ず所有者・管理者の事前許可を取得すること。

【北部・奈良盆地エリア】

01. 田原地区の茶畑 (奈良市田原)

奈良市街から車で20分とは思えない、一面の大和茶畑が広がる高原集落。河瀬直美『殯の森』のロケ地でもある。朝霧に包まれた茶畑は幻想的で、四季を通じて異なる表情を見せる。

02. 柳生街道・滝坂の道 (奈良市)

春日山原始林の中を縫う石畳の古道。首切り地藏・朝日観音・夕日観音といった磨崖仏が点在し、苔むした石仏と木漏れ日の組み合わせは時代劇から幻想ホラーまで対応可能。

03. 円照寺周辺の山道 (奈良市山町)

山村御殿とも呼ばれる門跡尼寺周辺。一般非公開だが、そこに至る山道と周辺の竹林は撮影可能。静謐な空気感や日本映画のワンシーンそのもの。

04. 奈良少年刑務所旧建築 (奈良市般若寺町)

明治41年竣工の赤煉瓦建築群。「星野リゾート」として再開発が進行中。ロマネスク様式の門や塀は国登録有形文化財。近代建築×刑務所という唯一無二のロケーション。※撮影可否はホテル運営者に要確認。

05. 佐保川の桜並木・下流域 (奈良市法蓮町～大安寺付近)

川幅が狭く兩岸の桜が覆いかぶさるトンネル状になる下流区間。生活感のある日本の春の風景として邦画のワンシーンに最適。

06. 奈良女子大学 記念館 (奈良市北魚屋東町)

明治42年建築の洋風木造建築。NHK連続テレビ小説『ごちそうさん』でも使用。レトロな教室・廊下・階段のディテールが秀逸。※大学への事前申請要。

07. 北山十八間戸 (奈良市川上町)

鎌倉時代の福祉施設跡。東大寺転害門の裏手にひっそりと佇む。極めて簡素な木造建築の連なりは中世日本の空気を今に伝える。

08. 般若寺のコスモス畑越しの十三重石宝塔 (奈良市般若寺町)

早朝の無人状態での石塔×花の構図は映像的に極めて強い。冬の枯れた畑と石塔も侘びの世界観に合う。

【大和郡山・生駒・斑鳩エリア】

09. 大和郡山 金魚ストリートの裏路地 (大和郡山市柳町周辺)

城下町の古い町家と、軒先の金魚鉢が点在する路地裏。生活の中に金魚がいる風景は世界的に見ても珍しい。

10. 大和郡山城 天守台の石垣 (大和郡山市城内町)

転用石（墓石・石仏を石垣に転用）が露出している異様な石垣。「さかさ地蔵」が逆さに組み込まれており、歴史ミステリーやドキュメンタリーの導入に使える。

11. 法隆寺裏参道と藤ノ木古墳周辺の田園（斑鳩町）

北側の裏参道から田んぼ越しに五重塔が見える構図は日本の原風景そのもの。観光客がほぼゼロの早朝が狙い目。

12. 竜田川の紅葉渓谷（斑鳩町～三郷町）

百人一首「ちはやぶる～」で詠まれた川。川面に映る紅葉のリフレクションは和の映像美の教科書的カット。

13. 生駒山上遊園地 廃別荘群周辺（生駒市）

昭和初期の廃別荘群が残る。荒廃した洋館と生い茂る植物の組み合わせは廃墟美。※一部区域が大阪府東大阪市との境界をまたぐ。私有地のため要許可確認。

14. 暗峠（くらがりとうげ）（生駒市）

国道308号線上にある石畳の急坂峠。勾配37%の酷道。異世界への入口のような空気感。※奈良・大阪府境に位置するロケーション。

【天理・桜井・山の辺の道エリア】

15. 山の辺の道 巻向～三輪区間の無人棚田（桜井市）

万葉集の舞台でもある日本最古の道の一部。三輪山を背景にした棚田と柿の木の風景は日本の秋の理想形。

16. 桃尾の滝（天理市滝本町）

落差23mの名瀑。滝壺左側に鎌倉～南北朝時代の不動三尊磨崖仏が彫られている。滝×磨崖仏の組み合わせは奈良ならでは。

17. 石上神宮の鶏が放し飼いの境内（天理市布留町）

日本最古の神社のひとつで、境内に約30羽の鶏が自由に歩き回る。朝の光の中で鶏が鳴く神社の風景はアニミズム的な日本の精神性を映像化できる。

18. 長岳寺のかまど地獄絵と杜（天理市柳本町）

秋の地獄絵が有名だが、通年で楽しめる境内の日本庭園と巨木の杜。山の辺の道沿いにありながら静寂に包まれた空間。

19. 纏向遺跡（桜井市太田・巻野内）

卑弥呼の宮殿跡候補とされる遺跡。現状は田んぼと畑だが、「何もない」ことが逆にロケーション価値となる。古代日本をゼロから再現する映像に最適。

20. 大神神社 三輪山登拝道（桜井市三輪）

御神体そのものである三輪山の登拝道。参道周辺の巨木の杜と玉砂利の空間は圧倒的な神聖さ。※撮影禁止区域あり、神社への事前確認が必要。

【飛鳥・橿原・高取エリア】

21. 稲渚の棚田（明日香村稲渚）

日本の棚田百選。彼岸花と棚田、遠景に飛鳥の山々という構図は国際映画祭で通用するレベル。

22. 石舞台古墳の夜間（明日香村島庄）

夜間ライトアップ期間中の石舞台は異次元の迫力。巨石が闇に浮かび上がる光景は古代の祭祀空間を想起させる。※ライトアップ期間の事前確認要。

23. 高取城跡（高取町）

日本三大山城のひとつ。標高584mの山頂に累々と残る石垣群。雲海×石垣の映像は圧巻。

24. 土佐街道の町並み（高取町）

高取城の城下町。武家屋敷の面影を残す漆喰壁の町並みが約700m続く。人通りがほぼなく、江戸時代にタイムスリップしたような錯覚に陥る。

25. キトラ古墳周辺の里山（明日香村阿部山）

古墳周辺のなだらかな丘陵と竹林、古い農家の佇まいが飛鳥時代から変わらない日本の原風景を形成。

26. 藤原宮跡の朝焼け（橿原市醍醐町）

大和三山（畝傍山・耳成山・天香久山）を一望できる広大な原野。季節ごとに菜の花・蓮・コスモスが植栽されるが、冬の朝焼けも強いロケーション。

27. 今井町の環濠集落（橿原市今井町）

重要伝統的建造物群保存地区。約500棟の伝統的建造物が現存する日本最大級の町並み。景観保全ガイドラインあり。

28. 益田岩船（橿原市白檀町）

飛鳥の石造物の中でも最大級の謎の巨石。住宅地の裏山にいきなり現れる巨大な加工石は古代文明のロマンと不気味さを同時に感じさせる。

【宇陀・東部高原エリア】

29. 宇陀松山の町並み（宇陀市大宇陀）

重要伝統的建造物群保存地区。薬の町として栄えた城下町で、格子窓の商家が連なる。観光客が少なく撮影自由度が高い。

30. 又兵衛桜と周辺の桃畑（宇陀市大宇陀本郷）

樹齢300年超のしだれ桜。大河ドラマ『葵～徳川三代～』のオープニングで使用。周辺の桃畑と組み合わせた三色構図は知名度が低い。

31. 室生山上公園芸術の森（宇陀市室生）

イスラエルの彫刻家ダニ・カラヴァンが設計した屋外彫刻公園。棚田跡に配置された幾何学的オブジェと山里が融合する異空間。SF映画のロケに使えるポテンシャル。

32. 室生寺への参道・室生川沿い（宇陀市室生）

「女人高野」室生寺の門前の室生川沿いの風景が秀逸。6月にはゲンジボタルが乱舞する。

33. 曾爾高原のお亀池周辺（曾爾村）

ススキの高原として秋は有名だが、春～夏の緑の高原と湿原（お亀池）はほぼ無人。開放的な草原風景は国内では希少。

34. 屏風岩公苑（曾爾村）

高さ200m、幅2kmにわたる柱状節理の大岩壁。春は桜、秋は紅葉とのコントラストが壮絶。スケール感が圧倒的。

35. 神野山 鍋倉溪（山添村）

山の斜面に巨大な黒い岩が川のように流れる不思議な「岩の川」。ファンタジー映画のセットのような光景。

36. フォレストパーク神野山の星空（山添村）

光害が少なく天の川が肉眼で見えるレベルの星空スポット。タイムラプス撮影のメッカだが映画ロケ地としての認知はほぼゼロ。

【吉野・五條エリア】

37. 五條新町通り・吉野川河畔（五條市）

重要伝統的建造物群保存地区の江戸の町並みが約1km。河瀬直美監督作品のロケ地。吉野川の河原から見上げる町並みのアングルはほとんど撮影されていない穴場構図。

38. 五新鉄道跡の高架橋（五條市）

昭和に建設が中断された幻の鉄道「五新線」の高架橋が町中に突如途切れて残る。河瀬直美『萌の朱雀』の重要モチーフ。未完成インフラの物語性は映像的に強い。

39. 賀名生（あのを）皇居跡と梅林（五條市西吉野町）

南朝の行宮跡。2万本の梅林と皇居跡の組み合わせは歴史ロマン×自然美。地元以外にはほぼ知られていない。

40. 吉野山 奥千本・西行庵周辺（吉野町）

奥千本まで歩く人は激減する。西行法師が隠棲した庵の跡と苔むした山道は「孤独」を映像化するのに最適。

41. 下淵マーケット（大淀町）

昭和のアーケード商店街がほぼ当時のまま残る。レトロ商店街の空気感は昭和を舞台にした映像作品に直接使える。

【南部秘境エリア ― 十津川・天川・野迫川・大塔・上北山】

42. 果無（はてなし）集落（十津川村）

世界遺産・熊野古道小辺路沿いの山上集落。石畳の小道、棚田、果てしない山並みを望む「和製マチュピチュ」。週に2便しかバスが来ない究極の僻地美。

43. 静峡（どろぎょう）・静ホテル（十津川村）

吉野熊野国立公園の断崖絶壁に建つ築100年超の旧旅館。現在は食堂・喫茶として営業。大正ロマンの内装×溪谷の絶景は唯一無二のロケーション。※国立公園内のため環境省への確認推奨。

44. 洞川温泉の夜景（天川村）

標高820mの修験道の宿場町。旅館の提灯が灯る夜の風情は「行者の町」独特の空気感。冬の雪景色×提灯の組み合わせは絵画的。

45. 天河大辯財天社の能舞台（天川村）

深い山中に鎮座する芸能の神。境内の能舞台は現在も奉納能が行われる。杉の巨木に囲まれた舞台は能楽ドキュメンタリーの理想的なロケーション。

46. みたらい溪谷（天川村）

エメラルドグリーンの清流と巨岩が織りなす溪谷美。吊り橋から見下ろす溪谷のカットは日本の秘境を象徴する一枚になりうる。

47. 野迫川村の雲海（野迫川村）

近畿地方で最も雲海の発生率が高い村。高野辻休憩所からの眺望は条件が揃えば眼下一面が雲の海となる。春と秋の早朝、前日に小雨があった翌朝が狙い目。

48. 東ノ川集落跡（上北山村）

ダム建設に伴い廃村となった集落。片道1時間以上、対向車も人もゼロの山道の先にある究極の廃村ロケーション。

49. 大塔町小代の廃村（五條市大塔町）

杉林の中に苔むした石垣と朽ちていく家屋群。日本の山村の変遷を静かに記録する映像に。

50. 笹の滝（十津川村）

日本の滝百選。落差32m。駐車場から滝壺まで10分ほどの森の小道を抜ける導線自体が映像的。白い岩肌を滑る水流の繊細さは日本の美意識そのもの。※吉野熊野国立公園内のため環境省への確認推奨。

ジャンル別・逆引きインデックス

ジャンル	推奨スポット（番号）
時代劇・歴史	02, 07, 15, 17, 21, 24, 27, 37, 39, 40
ホラー・ミステリー	02, 13, 14, 28, 35, 48, 49
昭和レトロ・ノスタルジー	05, 09, 41, 44
SF・ファンタジー	22, 28, 31, 35, 47
自然ドキュメンタリー	16, 32, 33, 34, 36, 46, 47, 50
日本の原風景・邦画	01, 11, 15, 21, 25, 26, 30, 42
近代建築・洋館	04, 06, 13
廃墟・廃村	13, 38, 48, 49
精神性・スピリチュアル	03, 17, 20, 40, 45

撮影許可の目安

- ・公共の屋外空間（道路・河川敷・公園）：自治体への届出が基本
- ・寺社仏閣：各寺社の許可が必要。特に三輪山（No.20）は撮影禁止区域あり
- ・私有地・廃墟：必ず土地所有者の許可を取得すること
- ・重伝建地区（No.27, 29, 37）：景観保全のガイドラインあり
- ・国立公園内（No.43, 46, 50）：環境省への確認推奨
- ・大阪府との境界をまたぐ場所（No.13, 14）：奈良県FCの管轄外エリアとなる可能性があるため事前確認を推奨

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 工藤 将之					
年 月 日	令和7年8月8日				
表題と発行部数	広報誌「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.8」 15万4千部のうち45,850部（個人追加作成34,350部）				
対象者	奈良県内				
配布方法	桜井市内新聞折込（17,400部） 橿原市・高市郡新聞折込（27,950部） 街頭配布（500部）				
発行目的	2月議会報告を行う				
按分率の説明	按分率100%				
内容	2月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	広報誌作成	株式会社 プットア ップ・ス タイル	126,803 円	@ ×45,850 部 2,7616	24
	新聞折込	株式会社 プットア ップ・ス タイル	149,655 円	@33. ×45,350 部	25
	※100%充当 合計 276,458 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.8				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和7年 2月定例会報告

改革のエンジン 令和7年度予算案 賛成多数で可決

奈良県のもつ可能性を最大限に引き出し、県民が暮らしの豊かさを実感できる奈良県にしていきたい。さまざまな取り組みを更に加速化させると共に、新しい施策も次々と打ち出されています。県民の皆様の暮らしに直結する施策に予算を重点配分、新たな取り組みも始まります！



県立医大付属病院や西和医療センターの建て替えGO!
防災拠点の整備、県消防防災ヘリコプターの新機体投入

ベビーシッター利用料の助成
 3歳未満を対象に利用料助成を行う市町村を支援
 (県の補助上限額: 対象の子1人あたり1,500円/月、かつ36,000円/年)
発達障害児の支援

道路を守る! 道路整備の加速

令和6年度予算 243億2200万円 → 令和7年度予算案 262億6500万円
約19億円増

小規模道路改良提案制度(ワンストッププロジェクト)を新たに導入 道路改良をよりスピーディーに!

規模が小さくても一定の要件を満たす道路改良について、土木事務所の裁量で事業着手を判断し、着手から概ね1年以内の完成を目指す

『ならの道リフレッシュプロジェクト』の対象を拡大

自動車交通量10,000台以上の県管理道路約198kmに拡大

2026年の大河ドラマ 『豊臣兄弟!』は奈良県が舞台に!

ドラマ放映で奈良県に注目が集まるため、県内の周遊、誘客プロモーションを図ります。令和7年度は誘客イベントなどに5,000万円の予算を計上。

維新の「丁目」番地 高校授業料の無償化

支援対象を拡大!

令和6年度予算 12億5900万円 → 令和7年度予算案 12億8300万円
2400万円増

子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、希望する進路を選択できるよう授業料等を支援

世帯年収(目安) 910万円以上の世帯

23歳未満の子の扶養人数			
	1人	2人	3人
R6	0円	0円	59,400円
R7	0円	59,400円	59,400円

【対象世帯】
 県内に保護者が在住し、子どもが県内の高等学校に通う世帯

2人以上の世帯に拡大

不妊治療に対する支援

令和6年度予算 700万円 → 令和7年度予算案 9400万円
8700万円増

不妊治療費助成を行う市町村への補助を実施
 (県1/4・市町村1/4・自己負担1/2)

メンバー紹介

生駒市
小林 誠 こばやし まこと
 ・厚生委員会
 ・議会運営委員会
 ・少子化対策・女性の活躍推進・スポーツ振興対策特別委員会

奈良市・山辺区
松本 秀一郎 まつもと しゅういちろう
 ・経済産業委員会
 ・農林委員会
 ・少子化対策・女性の活躍推進・スポーツ振興対策特別委員会

奈良市
松尾 勇巨 まつお ゆうき
 ・建設委員会
 ・都市・農山村振興対策特別委員会

磯谷市
工藤 将之 くどう まさゆき
 ・厚生委員会
 ・南部・東部地域開発対策特別委員会

磯谷市
清田 典章 きよだ のりあき
 ・経済産業委員会
 ・少子化対策・女性の活躍推進・スポーツ振興対策特別委員会

磯谷市
佐藤 光紀 さとう みつのり
 ・経済産業委員会
 ・観光振興・地域公共交通対策特別委員会

磯谷市
福西 広理 ふくにし ひろふみ
 ・文部科学委員会
 ・社会福祉対策特別委員会
 ・議会運営委員会

磯谷市
山田 洋平 やまだ しょうへい
 ・経済産業委員会
 ・観光振興・地域公共交通対策特別委員会

磯谷市・山辺区
中川 崇 なかがわ たかし
 ・厚生委員会
 ・少子化対策・女性の活躍推進・スポーツ振興対策特別委員会

大和郡・山辺区
岡本 真樹 おかもと まさゆき
 ・文部科学委員会
 ・社会福祉対策特別委員会
 ・議会運営委員会

磯谷市・山辺区
星川 大地 ほしかわ だいち
 ・文部科学委員会
 ・社会福祉対策特別委員会

令和7年 2月定例会

代表質問



関本 真樹 議員

奈良県議会公式ホームページ
内議室中野より

- ① 大和平野中央の県有地活用について
- ② 高校授業料無償化の拡充について
- ③ 県営平城宮跡歴史公園の整備について
- ④ 奈良まほろば館について
- ⑤ 土木技術職員の確保について
- ⑥ 教員の確保について
- ⑦ 自由進度学習について

県営平城宮跡歴史公園の整備について

問 観光戦略本部平城宮跡周辺エリア部会において議論された方向性を踏まえ、県として、今後どのように取り組んでいくのか？

答 平城宮跡周辺エリア部会において、日本の「食のはじまりは奈良」。世界と交わり地域とつながる空間づくりを整備コンセプトとすることで、意見が一致した。奈良時代に日本の食文化のルーツが築かれ、発酵技術が発展した歴史や、日本食への国内外の関心の高まりを背景に、「食のハブ拠点」として複合施設の誘致やイベント開催を推進していく。さらに、「平城京を感じられる空間づくり」「情報発信」「交通環境の充実」「周辺環境の充実」「地域との連携・協働」の5つの要素を軸に整備を進める。ワーキンググループによる事業手法の検討等を来年度は予定している。

一般質問



中川 崇 議員

奈良県議会公式ホームページ
内議室中野より

- ① 文化活動を支える展示スペースの確保について
- ② 近鉄奈良駅周辺の再整備について
- ③ 天然記念物「奈良のシカ」の保護管理について
- ④ 市街化調整区域における土地利用規制の緩和について
- ⑤ 子どもたちに寄り添うための教員の負担軽減策について
- ⑥ 自転車事故による頭部障害や死亡を防ぐためのヘルメット着用指導について
- ⑦ 総合医療センター移転時の西ノ京駅周辺の地元要望事項への対応について
- ⑧ 知事による情報発信や政策議論のあり方について

文化活動を支える展示スペースの確保について

問 県内で展示会を実施できる会場が、文化会館の改修工事等により少なくなっているが、文化活動の振興を図るため、展示スペース確保の対策を講じるべきと考えるがどうか？

答 再整備後の文化会館では、展示にも利用可能な多目的室等を設けることを予定している。他施設の情報や活用例を周知しつつ、県立美術館整備基本構想について、展示機能の検討などを進めていく。県民の声に耳を傾けながら、市町村の文化施設とも連携し、県民の文化活動の発表や展示の場の確保を図りたい。



小林 誠 議員

奈良県議会公式ホームページ
内議室中野より

- ① 国道168号香芝王寺道路の歩道橋架け替えについて
- ② 世界遺産である法隆寺門前の県道整備について
- ③ 新西和医療センターがめざす姿について
- ④ サステナブルな水田営農の推進について
- ⑤ 生徒指導の現状と課題について
- ⑥ 県立高等学校における連続性のある多様で柔軟な学びの場の整備について

世界遺産である法隆寺門前の県道整備について

問 法隆寺門前の県道バリアフリー化についてどのように進めるのか、また、観光振興に資する整備について、斑鳩町の要望をどのように受け止め、事業に反映させるのか伺いたい。

答 斑鳩町の計画では、この県道を、景観等へ配慮した上でバリアフリー整備する必要がある道路だと位置づけている。今後、町が目指すまちづくりと整合のとれた整備を行うよう、町から地元・関係機関と協議や調整を行った上で、まちづくりの方向性が示されれば、歩道整備や道路空間の活用について、県として積極的に協力していきたい。

委員会 報告

各委員の詳しい質問内容は
PRコートの動画をご覧ください。

厚生委員会



建設委員会



総務警察委員会



経済労働委員会



文教くらし委員会



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 工藤 将之					
年 月 日	令和7年10月6日				
表題と発行部数	広報誌「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.9」 15万4千部のうち45,200部（個人追加作成34,350部）				
対象者	奈良県内				
配布方法	桜井市内新聞折込（17,400部） 橿原市・高市郡新聞折込（27,300部） 街頭配布（500部）				
発行目的	6月議会報告を行う				
按分率の説明	按分率100%				
内容	6月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	広報誌作成	株式会社 プットア ップ・ス タイル	125,015 円	@2.77×45,200 部	38
	新聞折込	株式会社 プットア ップ・ス タイル	147,510 円	@3.3×44,700 部	80
	振込手数料		440 円		38
	※100% 充当 合計 272,965 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.9				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和7年 6月定例会報告

議会改革が動き出す!

議会による、県民のための議会改革

日本維新の会・同会は、今議会において、自民党と市町村・自治会などでも協議定めて、県議会改革を画策していく考えです。

議会改革とは、議員報酬の削減、議員報酬の更なる削減、本会議答弁者の見直し、県庁職員の働き方改革、特別委員会のあり方見直し、各委員会への理事者の出席要請の見直し、議員派遣の見直しなどです。

議員報酬削減の議論を進める
議員報酬の更なる削減を

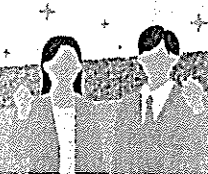
本会議答弁者の見直し
議論が噛み合うことを目指す

県庁職員の働き方改革
議会開会中を除き勤務時間外打合せ廃止など

特別委員会のあり方見直し
常態化している特別委員会を事件や課題の必要に応じて設置

各委員会への理事者の出席要請の見直し
職務の効率化のため、課長級職員の出席者を答弁する者のみに

議員派遣の見直し
各種議員派遣に関して、抜本的な見直しを行う



山下県政の政策実現が進んでいます!

『ならの道リフレッシュプロジェクト』

本年の2月議会でもお伝えした通り、『ならの道リフレッシュプロジェクト』が順次、施工されています。

整備は道路の舗装補修、防草対策、区画線補修の3項目に分けられ、県ホームページで実施状況がわかります。この事業は山下県政の目玉政策の一つで、令和7年度には262億円が予算化されています。



東郷新町・大和郡市井戸野町交差点

『県立高校トイレピッカピカ計画』

この夏休みからいよいよ工事が始まります。

県内29校(31学舎)のうち、まずは7校から着手されます。

1校あたり約1年間の日数を要し、工事中は生徒や関係者の皆様にもご不便をおかけしますが、完成した時は必ず学校生活の向上につながると期待します。

1分1秒でも早く!



県議会 南部・東部地域振興対策特別委員会で『クマ対策』前倒しを要請

ツキノワグマ保護管理計画改定について

クマの出没と被害が全国的に発生している中、6月13日に開催された県議会南部・東部地域振興対策特別委員会で、委員として質問にたった日本維新の会県議団松尾勇臣幹事長は、「パブリックコメントのスケジュールもあるが、現行計画で命の危険を感じている県民もいる中、改定は月単位ではなく日単位で動いて1分1秒でも早くして欲しい。」と迅速な県の対応を求めました。

また、「クマもそうだが、根本は奥山に動物たちの食べ物がなくなっているという検証結果が多い。例えば県有林を使ってクマのエサとなるどんぐり通えて、人が奥山に返っていく努力を部局横断の長期的視野で行っていく必要がある。」と訴えました。

日本維新の会が
提出した意見書が
採択されました!

自らの当選を目的とせず他の候補者の当選を目的として選挙に立候補する、いわゆる二馬力選挙を制限する法規制がないことから、日本維新の会は回に法改正を求める意見書を県議会に提出し、採択されました。日本維新の会は、民主主義の根幹をなす公平な選挙を守ります。

TOPICS

7月2日に行われた県議会役員改選で日本維新の会から常任委員長2名、副委員長2名、議会運営委員会でも副委員長が選出されました。

さらに奈良県監査委員の議定率2名のうち1名は、日本維新の会から選出され、議会三役の重要な役割を担います。

関西広域連合議会にも会派から2名を選出し、県の街づくりの骨格を決定する都市計画審議会や国土利用計画審議会などの付属機関にも会派から委員を選出しました。

メンバー紹介

小林 麻 奈良県議会議員
奈良県議会議員
奈良県議会議員

松本 秀一郎 奈良県議会議員
奈良県議会議員
奈良県議会議員

松尾 勇臣 奈良県議会議員
奈良県議会議員
奈良県議会議員

佐藤 将之 奈良県議会議員
奈良県議会議員
奈良県議会議員

清田 亮 奈良県議会議員
奈良県議会議員
奈良県議会議員

佐藤 光紀 奈良県議会議員
奈良県議会議員
奈良県議会議員

福西 広理 奈良県議会議員
奈良県議会議員
奈良県議会議員

山田 洋平 奈良県議会議員
奈良県議会議員
奈良県議会議員

中川 崇 奈良県議会議員
奈良県議会議員
奈良県議会議員

関本 真樹 奈良県議会議員
奈良県議会議員
奈良県議会議員

星川 大地 奈良県議会議員
奈良県議会議員
奈良県議会議員

令和7年 6月定例会

代表質問



福西 広理 議員



- ① 知事就任時から達成できた取組と未達成の公約について
- ② 県立病院機構の中期計画の変更と今後の展望
- ③ まほろば健康パークの今後の整備方針について
- ④ 耕作放棄地対策及び農業の担い手確保をどうするか
- ⑤ 空家等対策特別措置法による市町村の対応及び本県の取組
- ⑥ 大和川の国の治水対策と県のかかわり
- ⑦ 下水道管の老朽化対策について

まほろば健康パークの整備について

まほろば健康パークの南側の川西町半田地区は県の人口重心地に位置する。県民が最も平等に集いやすい優位性を備えている。健康・スポーツ・観光・産業振興・交流のハブ拠点としてどのように整備するか。

パブリックコメントを踏まえ、楽しく、子育て支援をコンセプトとした計画を、本年3月に策定した。多様な人の交流を促す交流エリア、雨天でも安心、大屋根広場、水遊びなどのできる「プレイパークエリア」、バーベキューも楽しめる「アウトドア・樹木エリア」。今年度は管理運営に関心を持つ民間事業者等に試行的に利用してもらい、いわゆるトライアルサンディングを予定。魅力的な運営ができるよう、設計段階で管理・運営事業者の提案やノウハウが反映できる事業手法を取りたい。

代表質問

佐藤 光紀 議員



- ① 大阪・関西万博における奈良県の取組について
- ② 米の種子生産について
- ③ 奈良公園について
- ④ 県庁周辺における交通対策について

米の種子生産について

稲の種子が多国籍企業や民間業者に独占されるなどの懸念、さらには品質、価格に不安を感じた農家や消費者の働きかけによって、山下県政に代わった節目に、奈良県主要農作物種子生産実施要項及び要領を定めた理由と、今後の米の種子生産に係る方針について伺う。

多くの生産者・消費者などから、主要農作物の種子供給に関する県の計画や指針を示すべきという要望が寄せられ、奈良県主要農作物種子生産実施要項及び要領を、本年3月24日付けで制定した。この要項及び要領に基づき生産者へ優良な種子供給を継続することで、米をはじめとした主要農作物の生産性向上に寄与してまいりたい。

工藤 将之 議員



- ① 市町村への支援のあり方について
- ② 南部・東部地域等の土地利用制度の見直しについて
- ③ 大神神社参道（一般県道三輪山線）整備について
- ④ 不登校支援について
- ⑤ 県立学校トイレへの生理用品の配置について
- ⑥ 物価高騰対策について

南部・東部地域等の土地利用制度の見直しについて

知事は5月末に天理市と桜井市の市長から要望を受け、6月16日に発表した天理市福住校区と山の辺校区山間部、桜井市上之郷地区を対象とした「天理市及び桜井市の東部山間地区における土地利用等に関する勉強会」の立ち上げは、内容、スピードともに評価に値する。今後の進め方を問う。

本年5月に天理市長・桜井市長から、現状の基準や運用では農業、観光施設の立地が難しく、地域コミュニティ維持にも支障があり、基準等の改正を求める要望を受け、「勉強会」を立ち上げた。6月26日に第1回勉強会を開催した。現地視察等も行いながら今年度中に必要な施策を打ち出したい。

星川 大地 議員



- ① 広報・情報発信について
- ② 奈良県文化会館の運営手法について
- ③ 近鉄大和西大寺駅の高架化について
- ④ 災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定について
- ⑤ 誰もが安心して暮らせるまちづくりについて

近鉄大和西大寺駅の高架化について

近鉄大和西大寺駅の高架化については、県、奈良市、近鉄の3者による協議が止まったまま、いまだ再開に至っていない。奈良市への県の働きかけと協議の過程を具体的に伺いたい。

令和5年、まずは高架化のみを行い、平城宮跡内の近鉄線は存置することを、県、奈良市、近鉄の3者での検討に合意した。同年11月に第2回目の協議を行った以降、市の意向で協議会は開催できていない。昨年7月、奈良市長との面談では高架化に消極的な印象を受けた。その後、協議会への市の回答はない。総事業費を正確に算出していくことや市の考える高架化以外の対策についても協議することも提案している。

委員会 報告

6月定例会

委員の詳しい質問内容は、本ページの動画をご覧ください。

総務警察委員会



山田

教育労働委員会



佐藤



松本



新田

文教厚生委員会



堀江



阪本



堀江

厚生委員会



松尾



中川

建設委員会



松尾



中川

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 工藤 将之					
年 月 日	令和8年2月10日				
表題と発行部数	広報誌「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.10」 15万4千部のうち45,200部（個人追加作成34,350部）				
対象者	奈良県内				
配布方法	桜井市内新聞折込（17,400部） 橿原市・高市郡新聞折込（27,300部） 街頭配布（500部）				
発行目的	9月議会報告を行う				
按分率の説明	按分率100%				
内容	9月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	広報誌作成	株式会社 プットア ップ・ス タイル	125,015 円	@2.77×45,200 部	61
	新聞折込	株式会社 プットア ップ・ス タイル	147,510 円	@3.3×44,700 部	81
	振込手数料		440 円		61
	※100%充当 合計 272,965 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.10				

注 発行した広報紙を添付してください。

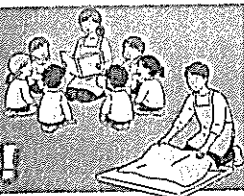
令和7年 9月定例会報告

前進。奈良県政

山下知事×日本維新の会の改革で、生活密着の県政を前へ前へ、さらに前へ。

前進 保育士

県独自の処遇改善で
就職率・意欲もアップ!



令和6年度から県独自の取組として、民間保育所等に勤務する常勤の保育士等への給与加算を実施する市町村に対して補助をするという制度を開始。

保育士養成施設卒業者と
県内保育施設に
就職した人の割合

令和5年度 52.3% アップ 令和6年度 57.8%

待遇の改善を非常に感じる、
やや感じると答えた施設の割合
(令和7年10月22日知事定例会見より)



これについては、日本維新の会が、令和7年3月予算審査特別委員会で、奈良県保育士処遇改善事業は大変いい取組だと評価し、奈良県は保育士の給料が低く、大阪府に勤めに行ったほうが高いことを改善するべきだと要望していました。

前進 子育て

次世代への投資は
奈良県の成長につながる



令和8年度から所得制限を撤廃した全ての子どもを対象とした高校授業料実質無償化が始まります。

9月議会で日本維新の会の代表質問に対し、山下知事は、奈良県独自の政策であり次世代への投資こそが奈良県の成長につながる。強い信念をもって進めたいと述べました。

前進 クマ対策

日本維新の会は以前から
対策と予算措置を要望



全国的にクマによる被害が多発する中、日本維新の会は、6月の南部・東部地域振興対策特別委員会で、早期の条例改正と森林の環境改善を求めました(前号掲載)。

それに続き、9月の予算審査特別委員会で奈良市の北部でも出没が相次いでいるとしたり、クマ専門家派遣事業は当初予算の約600万円では足りのかと質問し、各市町村への支援を手厚くするよう求めました。奈良県から初の総理となった高市早苗首相は、経済対策でクマ対策に交付金を拡充することを明言されました。

前進 道路

もっと奈良の道を快適に。
京奈和道で近畿の中心地へ



10月に東京で開催された京奈和自動車建設促進大会に、日本維新の会、小林議員と福西議員が建設委員会の委員として参加しました。この大会は山下知事が会長を務める京奈和自動車建設促進協議会が主催し、奈良県、和歌山県、京都府や国会議員、地方議員も参加し早期開通に向けて協力を誓い合いました。

京奈和自動車早期整備はもちろんですが、県民の利便性と生活の向上はむしろ周辺道路の整備にかかっています。大会に参加した小林、福西両議員は、ネクソ西日本の社長や関西支社長などと相乗効果をめざして奈良県の道路整備を加速させるため情報交換しました。



メンバー紹介 小林 麻衣子 松本 孝一郎	松尾 勇臣 工藤 将之 酒田 典章	佐藤 光紀 高西 広理 山田 洋平	中川 崇 関本 真樹 星川 大地
--	--	--	---------------------------------------

令和7年 9月定例会

代表質問



清田 典章 議員



- ① 高等学校授業料等への支援の拡充について
- ② 県立美術館の整備について
- ③ 多文化共生について
- ④ 中小企業支援について
- ⑤ 広報戦略について
- ⑥ 観光総合戦略について
- ⑦ 民間を活用した空き家対策について
- ⑧ 入札不調等への対応について
- ⑨ 学校部活動の地域移行について

① 高等学校授業料等への支援の拡充について

質問 知事の高等学校授業料等の実質無償化により、すべての子どもたちが平等に学び、未来を切り開ける社会の実現に一步近づいた。学校部活動を地域クラブ活動へ移行では地域クラブ運営費用を保護者が負担することになる。その一方で部活動指導員の配置を促進する地域連携との間で、費用負担に不公平が生じると考えるが、どのように対応していくのか。

回答 国の補助制度のスキーム等がどのようなのか見極めながら、原則保護者負担という姿勢は残しつつも、その負担を軽減することができる補助制度の創設に向けて、必要となる予算の確保に努めてまいります。

代表質問



小林 誠 議員



- ① 奈良県立図書館情報館の20年の成果と未来への展望について
- ② 児童虐待対策について
- ③ 観光戦略本部の今後の方針について
- ④ 世界遺産の玄関口にふさわしい斑鳩町の県道整備について

④ 世界遺産の玄関口にふさわしい斑鳩町の県道整備について

質問 JR大和路線の法隆寺駅、そして、西名阪自動車道の法隆寺インターチェンジの2つの主要交通網の結節点がこれほど接近している斑鳩町は、まさに奈良県の玄関口ともいえる。その斑鳩町にある法隆寺参道を、おかげ横丁のようににぎわいのある参道整備を斑鳩町に働きかけている。奈良県で一番短い県道、斑鳩町にある法隆寺門前である県道法隆寺線の整備をどうすすめるのか。

回答 斑鳩町が目指す法隆寺周辺の観光振興などとの整合を図りながら、道路整備を行う必要があると認識している。県道法隆寺線の整備・活用については、国庫補助金の活用に向けた調整等を行い、斑鳩町と一緒にまちづくりを進めてまいりたいと考えている。



関本 真樹 議員



- ① 県民の健康づくりについて
- ② 英語教育の推進について
- ③ 読解力の向上について
- ④ 学校現場における教員不足の解消について

② 英語教育の推進について

質問 奈良県の中学3年生で英語の勉強が好きと答えたのは47.8%と半分以下だが、約9割の生徒が「英語が大切だ」と答え、その重要性を認識している。このような中、県立高等学校において英語によるコミュニケーション能力育成について、どのように取り組んでいるのか。

回答 奈良県英語教育改善プランを策定し、英語のコミュニケーション能力の向上に取り組んできたが、国の調査でも成果が徐々にあらわれてきた。国の事業の中で、高校生国際会議の開催などを通して、英語で議論ができるグローバル人材の育成にも取り組んでいきたい。

お詫びと訂正 Vol9で、川西町吐田地区(かわにしちょう はんだちく)を川西町半田地区と誤表記していました。お詫びして訂正させていただきます。ご連絡頂きました、読者の方、ありがとうございました。

委員会 報告

9月定例会

詳しい質問内容は、QRコードの動画をご覧ください。

総務警察委員会



民生委員会



経済労働委員会



建設委員会



文教くらし委員会



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 工藤 将之					
年 月 日	令和8年3月13日				
表題と発行部数	広報誌「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.11」 15万4千部のうち45,200部（個人追加作成34,350部）				
対象者	奈良県内				
配布方法	桜井市内新聞折込（17,400部） 橿原市・高市郡新聞折込（27,300部） 街頭配布（500部）				
発行目的	12月議会報告を行う				
按分率の説明	按分率100%				
内容	12月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	広報誌作成	株式会社 プットア ップ・ス タイル	125,015 円	@2.77×45,200 部	70
	新聞折込	株式会社 プットア ップ・ス タイル	152,427 円	@3.41×44,700 部	82
	振込手数料		440 円		70
	※100%充当 合計 277,882 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.11				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和7年 12月定例会報告

奈良の道路整備 着実に前進。

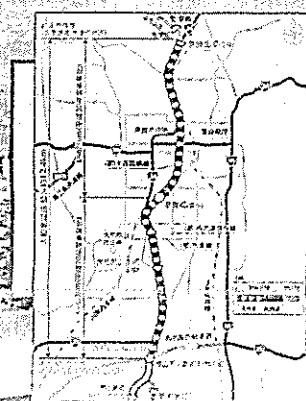
山下知事、日本維新の会でも要望、
国の予算化が進みました!

令和7年度の国の補正予算で、奈良県事業へ増額配分されることになりました(令和7年12月発表)。

京奈和自動車道への予算増額は、山下真知事が、昨秋に大会を開き国に増額配分を求めていました(前号)。日本維新の会は12月県議会の代表質問でも国に優先順位を上げよう要望しています。

また、国道163号の清滝生駒道路については、12月に開催された本会議の日本維新の会の代表質問で、生駒市や奈良先端科学技術大学院大学から京奈和自動車道へつながる国道として、一体的に整備を進めることが、本県の産業・学術の発展にとって極めて重要だと県に伝えていました。

今回の国の令和7年度補正予算では、日本維新の会奈良県議団の主張と国の方向が同じであることが確認され、今後も一層活動を進めてまいりたいと考えます。



京奈和自動車道
大和北道路

対前年比
2.81倍
約19億円

国道163号
清滝生駒道路工事費

約3.5億円



代表質問

令和7年 12月定例会

山田 洋平 議員



質問項目

01. 高市早苗 新総理誕生に対する知事の所感について
02. 金利上昇リスクへの対応と行財政改革の更なる推進について
03. 人口減少対策としての戦略的な移住支援策の強化について
04. 人口減少時代に向けた県有施設の集約・複合化について
05. 宿泊費増入等の新たな収入による財源の確保に向けた取組について
06. 県立中高一貫校育英校の取組について
07. 奈良県とビジネスビュローの連携について

01. 高市早苗 新総理誕生に対する知事の所感について

質問 京奈和自動車道の本県への20年間の経済効果は6,000億円と書かれている。生駒市においては、京奈和自動車道と大阪方面へつながる国道163号線の整備は、京奈和自動車道と一体的に整備を進めることが、本県の産業・学術の発展に重要だと考える。このような中、本県初の内閣総理大臣が誕生し、現在、奈良県政史上最も国政に近い位置におり、県民の期待も大きい。知事の所感及び高市総理への期待について伺う。

答弁 奈良県初の内閣総理大臣、初の女性総理の誕生は歴史に刻まれる出来事であり、郷土奈良にとってこの上ない誇りである。高市早苗総理の奈良県出身であることの発言により、奈良県の注目度が日増しに高まっていると実感。知事就任以来、奈良県の可能性を最大限に引き出すための施策を進めてきた。県民が豊かさを実感できる奈良県の未来を築く取組を、高市内閣総理大臣のご就任を契機に、一層前に進めてまいりたいと考えている。

奈良県議会会派
日本維新の会
代表者

山田 洋平
代表者
・建設委員会
・日本維新の会奈良県議団 代表

佐藤 光紀
代表者
・経済労働委員会 委員長

中川 崇
代表者
・監査委員
・厚生委員会

小林 誠
代表者
・建設委員会 委員長

工藤 将之
代表者
・文教くらし委員会
・奈良県都市計画審議会 委員

福西 広理
代表者
・議会運営委員会 副委員長
・建設委員会
・奈良県広域水道企業団議会議員

関本 真樹
代表者
・厚生委員会
・関西広域連合議会議員

松木 秀一郎
代表者
・関西広域連合議会議員
・総務省奈良委員会

清田 典章
代表者
・経済労働委員会
・議会運営委員会
・奈良県国土利用計画審議会 委員

山田 洋平
代表者
・文教くらし委員会 副委員長

星川 大地
代表者
・総務省奈良委員会 副委員長

一般質問

第14期 令和7年12月定例会

松本 秀一郎 議員



質問事項

- 01 県営市公園の魅力向上について
- 02 リンパグマ対策について
- 03 部活動の地域移行について
- 04 はいばんな子育都市と連携した産業政策について
- 05 なびの館開館後の県民ネットワークについて

03. 部活動の地域移行について

県内中学校1校当たりの平均在籍者数は、昭和62年をピークに3万3,236人と半減した。学校数は微減であり、従来の形態で部活動を維持できなくなっている。

令和8年4月から部活動を地域移行するにあたり、保護者から活動場所や指導者等の確保、経済的な負担についての不安、さらには県と市町村との連携強化を望む声を聞いている。県としてどのように取り組んでいくのか。

答弁 本年9月に各市町村に学校部活動及び地域クラブ活動の実施体制について調査したところ、休日の活動は、地域クラブ活動が約9割、学校部活動が約1割という結果だった。

地域クラブ活動への移行がおおむね順調に進んでいる。

令和7年4月に保護者向け説明動画を作成し、県教育委員会のHPで公開している。県教育委員会としては、市町村において地域移行の理解が進むよう支援をしていく。

委員会 報告

総務管理委員会



大阪・関西万博のレガシーの活用について

大阪関西万博では、奈良県催事も大きなスケールだった。人気の公式キャラクター、ミャクミャクの活用要件はどうなっているか。

① 公式キャラクター、ミャクミャクは大阪・関西万博の博覧会協会が管理しており、イベント出演は博覧会協会への申請が必要で、令和8年3月末までの活用とされている。

南部・東部振興基本計画案について

南部東部地域においては、人口減少が加速し、行政職員の確保など、単独での行政運営は困難が予想される。県が橋渡し役となって、課題の整理、連携の設計などの調整が必要ではないか。

② 南部東部振興基本計画は、社会情勢の変化、地域の課題や現状を踏まえ、市町村の意見も聞きながら策定する。庁内関係部局とも地域の課題を共有して、部局横断的に取り組む。



農福連携について

農業従事者が減少する一方で、農業は障害をお持ちの方々活躍する場として可能性がある。農福連携について、現状と今後の取組はどうか。

③ 生産技術の習得のため事業所から計31回の派遣申請に対応。販路拡大のための農福連携マルシェの開催、福祉保険部と職農部による障害者雇用に向けた受け入れ体制の整備等を進めている。

保険者努力支援制度について

保険者努力支援制度について、全国の中で本県の点数はどうか。がん検診と健診については、市町村と力を合わせて様々な取組で啓発を進めていただきたい。

④ 本県が全国に先駆けて令和6年度に保険料水準の統一により評価は高い。市町村と連携会議を開催し、特定健診の受診率の向上に向けた意見交換を通じて、市町村の取組水準の底上げを図っていく。



第2期奈良県食品ロス削減推進計画について

食品ロス削減に取り組む県民の割合も85%と高い数値が出ている。第2期の目標は90%であるが、どういふことを目標に設定しているか。

⑤ 平成29年度と令和5年度の比較では、ロス22%減少と効果は出ているが、それでも4万トンのロス。今後は、事業系の削減、子共食堂へのマッチング、子供たちの社会教育の一環とすることを検討する。

建設委員会



道路緊急ダイヤル#9910の利用状況について

実施の状況と効果はどうか。また、#9910は職員の負担軽減になっているか。

① #9910令和6年度の通報は、電話455件、LINE447件。LINEによる写真や位置情報により、場所を特定する時間が短縮され、今後はデータデータベースの蓄積により職員の負担軽減につなげたい。

河川堤防と県営都市公園におけるクビアカツヤカミキリの被害について

ここ数年、被害が急増している。県が把握している状況はどうか。市町村と連携した県下一斉、部署横断で撲滅に向けた取り組みが必要。

② クビアカツヤカミキリは桜、梅、桃などを食害する害虫であり、近年奈良県内でも被害が爆発的に増えてきている。現在、多くの市町村が駆除の対応に追われ、県も土木事務所中心に対応中である。

医大周辺のまちづくりについて

医大周辺のまちづくりでアリーナ建設が予定されている。本県の県産材の利用の促進に関する条例により、木材をふんだんに使ったアリーナの建設をお願いしたい。



ベビーシッターの利用支援事業について

市町村が助成をするベビーシッターの利用料に対し、県が実施する1/2の補助の進捗と利用者の声はどうか。

③ 令和7年度には7市町村実施に加え新たに1町が追加される。現在、13の事業者登録。利用者からは仕事がかどった、3歳以上の子供も対象にして欲しいといった意見が寄せられている。

日韓首脳会談の奈良県開催について

日韓首脳会談は、奈良県の数ある世界屈指の文化・歴史的価値を世界に広める絶好のチャンス。

高市総理誕生により、将来的な国際会議誘致を見据えた体制整備を求める。

④ 奈良の文化や歴史の魅力を十分に発信できるようにしっかり取り組んでいく。

各議員の詳しい質問内容はQRコードのページから動画をご覧ください。



総務管理委員会

建設委員会

環境委員会

教育委員会

文化委員会

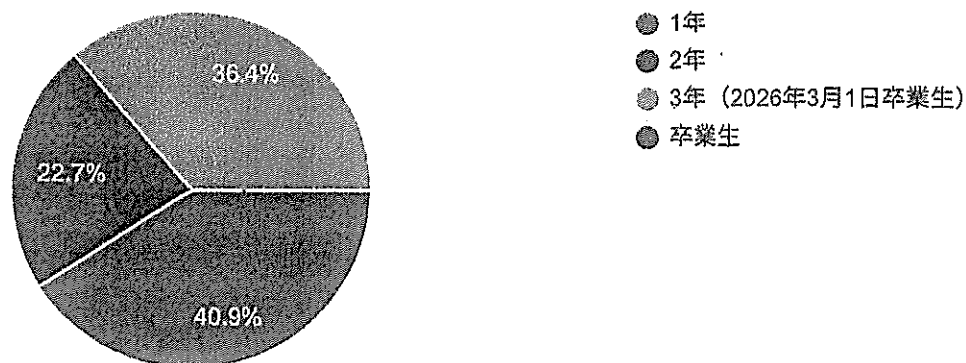
第11号様式の9（第5条関係）

政務活動記録簿（会議・意見交換会開催） 会派・議員名 日本維新の会 工藤 将之				
年 月 日	令和8年3月25日			
場所	桜井市 まほろばセンター会議室			
会議名	県立宇陀高校保護者会との意見交換会			
相手方（人数）	15名			
開催目的	県立宇陀高校の通学に関する実情調査			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	通学費に関しては、大宇陀学舎通学生についてバス代のみで月額16,000円以上と非常に高額であり、これにより家計を圧迫している現状がある。これについては進学時、中学の先生からもアナウンスされているとのことで、進学時点で当該コースをあきらめている家庭もある。その他では地域のシンボルとして学校を残して欲しいなどの意見があった。 一方で、こども福祉料の魅力についても聞き取ることができ、大いに参考になった。			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	会議費	2,310 円	貸室使用料	71
	合計	2,310 円（全7政務活動）		
備考	添付資料：当日資料（保護者アンケートまとめ）			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

お子様の学年（2026年3月5日現在）

22 件の回答



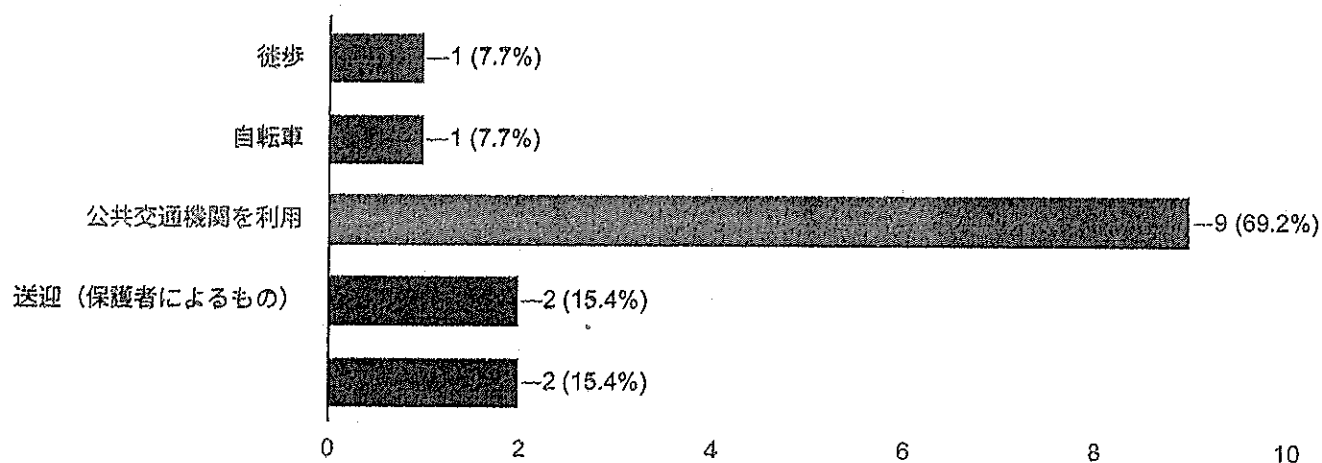
自宅から大宇陀学舎までの通学手段

（こども・福祉科生徒は必須回答。

次年度から登校の方は予定を選択）

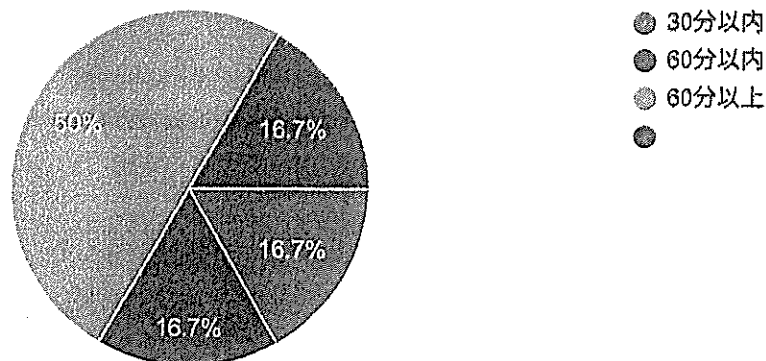
※複数選択可

13 件の回答



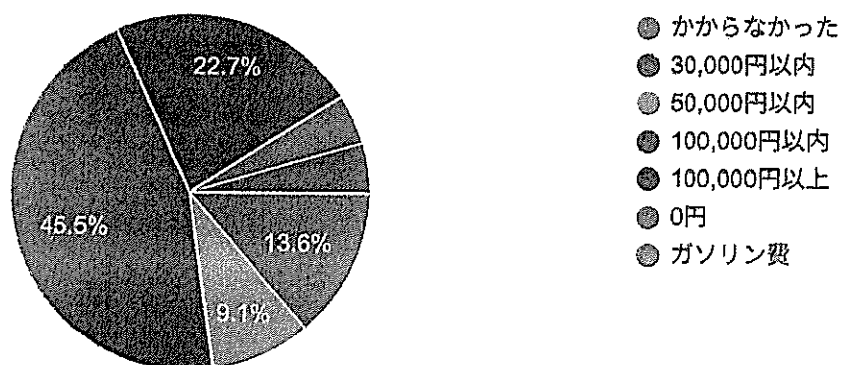
自宅から大宇陀学舎までの片道通学時間
 (こども・福祉科生徒は必須回答。
 次年度からの登校の方は予想時間を選択)

12 件の回答



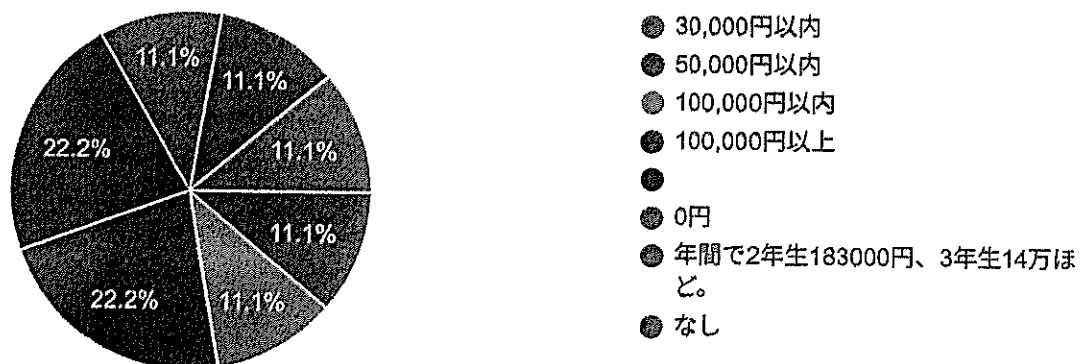
2025年度年間にかかったおおよその費用 (電車・バスともにかかる費用の合算)

22 件の回答



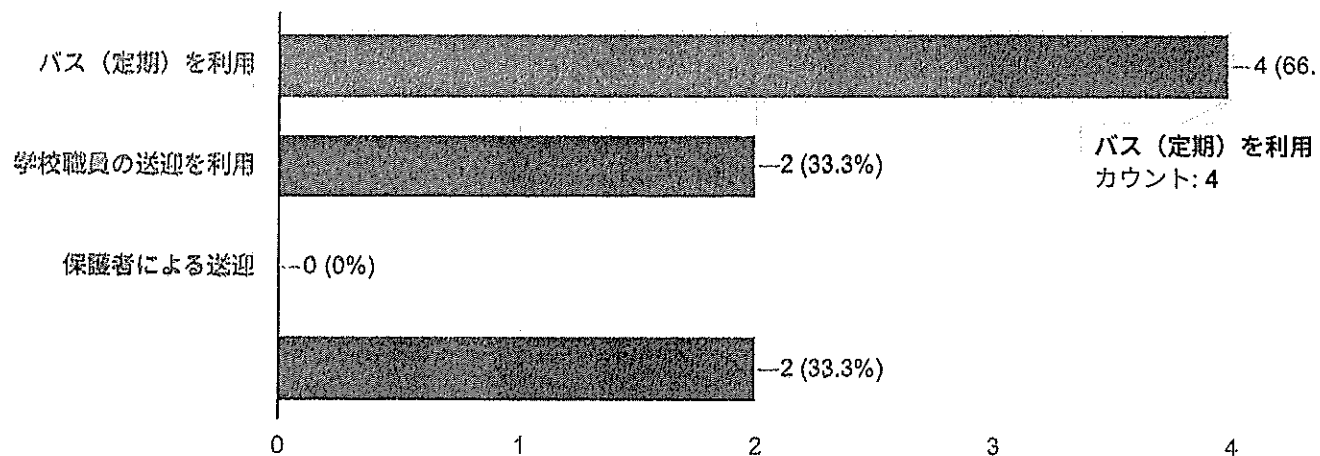
上記質問からそのうちバス (定期) 代にかかったおおよその費用
 こども・福祉科1年生は未回答でお願いします
 (100,000円以上で具体的な金額わかる方はその他へ記入してください)

9 件の回答



こども・福祉科の生徒で部活動に参加されている方の榛原学舎への移動手段
その他の場合は具体的に記入ください
(※複数選択可)

6 件の回答



第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
					会派・議員名 工藤 将之
年 月 日	R 8 . 3 . 2 6				
表題	工藤まさゆき広報公聴用公式LINE				
対象者	インターネット利用者・LINE利用者				
開設目的	意見・要望等の集約				
按分率の説明	按分率100% 県政に関して・災害時等緊急時の情報収集及び情報発信のみに使用				
内容	情報収集：県民より自由に県政に等に関しての意見・要望を受け、課題解決につなげる。 情報発信：県政情報の発信を行い、対象であったが利用できなかったなどの県民を1人でも減らすツールとする。災害時には確度の高い情報発信ツールとして活用する。				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	構築費	㈱Bloom Road	110,000 円	開設・システム構築	7 4
	ライセンス費	㈱Bloom Road	396,000 円	システム使用ライセンス費	7 4
	※ 100%充当 合計 506,000 円				
備考	添付資料：作成業務委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

業務委託契約書

(デジタル広聴基盤構築および運用業務)

工藤将之 奈良県議会議員(以下「甲」とする)と、株式会社Bloom Road(以下「乙」とする)とは、甲の広聴活動を支援するデジタル基盤の構築および運用業務の委託に関し、以下の通り契約(以下、「本契約」とする)を締結する。

第1条(目的)

本契約は、甲が県民の意見・要望を広く収集し、県政への反映および課題解決を図るための「デジタル広聴基盤(公式LINEアカウントを活用した意見収集システム)」を乙が構築・運用することにより、甲の広聴活動の充実および県民参加の促進を目的とする。

第2条(業務の内容および特約)

1. 甲は乙に対して、以下の業務(以下、「本業務」とする)を委託し、乙はこれを受託する。

●デジタル広聴基盤構築業務

- 公式LINEアカウントを用いた意見収集システムの設計・構築。
- 県民が容易に意見を投稿できるリッチメニューおよびフォームの実装。
- 個人情報保護に配慮したデータ管理設計。

●広聴運用および一次対応業務

- 収集された意見・要望に対する一次対応(受領確認および定型返信)。
- 投稿内容の分類・整理、および緊急性の高い事案のエスカレーション(甲への即時報告)。

●広聴活動レポート作成業務

- 月に1回、収集された意見の件数、属性、主な要望内容等をまとめた「月次広聴レポート」の作成および提出。

2.【モニター導入特約】

本システムは、奈良県議会におけるデジタル広聴のモデルケース構築を目的とした「先行導入モニター版」として提供される。甲が乙に対して運用データの提供(個人情報を除く統計データ等)に協力することを条件に、乙は任期満了日(2027年4月29日)までの月額運用保守費用およびライセンス更新料を全額免除とし、第5条に定める初期導入パッケージ費のみで利用権を付与するものとする。

なお、乙が甲から提供を受けた統計データは、サービス改善および事例研究の目的にのみ使用するものとし、第三者への提供・販売は行わないものとする。

第3条(業務の制限・禁止事項)

【重要】本契約に基づくシステムおよび運用業務は、専ら甲の広聴活動(県民の声の収集)に資するものを対象とする。乙は、本システムを用いて特定の選挙における投票依頼、後援会への勧誘、その他公職選挙法上の選挙運動に該当する行為(またはそれを目的とした機能実装・配信)を一切行わないものとする。

第4条(対応件数の制限)

第2条における一次対応業務については、月間100件までとし、それを超えた場合は、事前に甲の書面による承認を得た上で、別途協議にて定める金額(上限:月額30,000円税別)を甲に請求できるものとする。

第5条(業務委託料および支払い方法)

- 一、甲は、本業務の対価として、乙に対し金506,000円(税込)を支払う。
- 二、甲は、本契約締結後、乙が発行する請求書に基づき、乙が指定する金融機関の口座へ一括して振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- 三、本報酬額の積算根拠は以下の通りとする。

【積算内訳】

1. デジタル広聴基盤構築費:100,000円(システム設計、リッチメニュー実装、シナリオ構築)
2. 広聴システム・任期対応型特別ライセンス費(モニター適用):360,000円
(※モニター特約適用により、任期满了日までの月額運用費・更新費は本費用に含まれる)
3. 消費税等(10%):46,000円

第6条(個人情報の取扱い)

- 一、乙は、本業務の遂行過程で収集した県民の個人情報(LINEアカウント名、相談内容等)について、個人情報保護法および関連法令を遵守し、厳重に管理するものとする。
- 二、乙は、収集した個人情報を甲への報告以外の目的(乙自身の営業活動や第三者への提供等)に一切使用してはならない。

第7条(成果物の帰属および契約終了時の対応)

一、本業務により作成された広聴レポート、および収集された意見データの所有権は、甲に帰属するものとする。ただし、システム構築に係るプログラム等の知的財産権は乙に留保されるものとする。

二、本契約が終了した場合(期間満了・解除を問わず)、乙は遅滞なく甲に対して収集された意見データをCSV等の汎用フォーマットで引き渡し、乙のサーバー上のデータを削除するものとする。

第8条(守秘義務)

甲および乙は、本契約の遂行上知り得た相手方の秘密情報、および相談者(県民)のプライバシーに関わる情報を、第三者に開示・漏洩してはならない。本条の規定は、本契約終了後も有効とする。

第9条(再委託)

乙は本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、乙の責任においてこれを行うものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。また、個人情報を取り扱う業務の再委託にあたっては、事前に甲の書面による承認を得るものとする。

第10条(不可抗力)

天災地変、通信障害、LINEプラットフォームの仕様変更等の不可抗力、その他乙の責めに帰すことのできない事由により本業務の遅延または履行不能が生じた場合、乙はその責を負わないものとする。ただし、乙は速やかに甲へ通知し、代替措置について協議するものとする。

第11条(契約の解除)

甲または乙が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合、相手方は本契約を解除することができる。また、甲または乙が反社会的勢力であることが判明した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。

第12条(協議事項)

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

第13条(管轄裁判所)

本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書を作成し、甲および乙が署名または電子署名を施し、各自その記録を保管する。

日付 令和8年3月11日

甲(委託者) 住 所: 桜井市栗殿612-8 氏 名: 工藤 将之	乙(受託者) 住 所: 奈良市中町313-3 松本ビル1階 会社名: 株式会社Bloom Road 代表取締役: 山岡 稔季 ® 
--	---

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 工藤 将之					
年 月 日	R 8 . 3 . 2 6				
表題	動画編集委託料				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	議会や委員会での質問を短く編集し、SNS等での報告に活用する				
按分率の説明	100% 全て議会報告であるため				
内容	過去の一般質問の報告動画の作成 (令和5年9月議会・令和6年12月議会・令和7年6月議会)				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作費	(株)Bloom Road	110,000 円	25,000円(税抜)×動画4本	7 5
	※100%充当 合計 110,000 円				
備考	添付資料：委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

動画編集業務委託基本契約書

奈良県議会議員 工藤 将之(以下「甲」という委託者)と、株式会社Bloom Road(以下「乙」という受託者)は、議会発言切り抜き動画の編集業務に関し、次のとおり業務委託基本契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (目的)

本契約は、甲が乙に対して議員の議会発言等を素材とした短尺動画(いわゆる「切り抜き動画」)の編集業務を委託し、乙がこれを受託するにあたり、基本的な取引条件を定めることを目的とする。

第2条 (業務内容)

一、乙が受託する業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 甲の議会発言・議員活動に関する映像素材の選定補助及び切り抜き編集
- (2) テキストテロップ・字幕の挿入・修正
- (3) BGM・効果音の挿入(別途素材提供がある場合を含む)
- (4) 納品ファイルの書き出し・データ送付
- (5) その他甲乙間で協議の上合意した付随業務

二、個別の発注内容・仕様・納品形式については、発注のつど甲乙間で確認するものとする。

第3条 (委託料)

一、個別発注1本あたりの委託料は金25,000円(消費税別)とする。ただし、素材ではなく納品する完成動画の尺が3分を超える場合は、甲乙協議の上、別途追加料金を定めるものとする。

二、委託料は政務活動費の支出対象として位置付けるものとし、甲は各自治体の政務活動費に関する条例・規程・取扱基準に従い適正に処理するものとする。

三、乙は納品ごとに請求書を発行する。

第4条 (支払方法)

一、甲は、乙による納品確認後、速やかに銀行振込(乙の指定口座)にて委託料を支払うものとする。

二、振込手数料は甲の負担とする。

第5条 (契約期間)

本契約の有効期間は、締結日から甲の議員任期満了日までとする。ただし、期間満了の30日前までにいずれかの当事者が書面により終了の意思を表示しない場合は、同一条件で自動更新するものとする。

第6条（発注方法）

一、甲は、個別業務を委託する際、対面・電話・電子メール・メッセージアプリ等の方法で発注内容・希望納期を乙に通知するものとする。なお、対面又は電話による発注の場合は、乙が内容を書面（メッセージ等を含む）で確認の上、甲が承認することをもって発注の確定とする。

二、乙は受注可否を発注通知受領後5営業日以内に甲に回答する。受諾の回答をもって個別業務委託契約が成立するものとする。

三、本契約締結以前に受注済みの案件についても、本契約の各条件が適用されるものとする。

第7条（納品・検収）

一、乙は甲と合意した納期に動画ファイルを指定の方法にて引き渡す。

二、甲は納品日から5営業日以内に検収を行い、修正がある場合は具体的に乙へ通知する。合理的な修正については乙は2回に限り無償で対応する。3回目以降の修正対応については、甲乙協議の上、別途費用を定める。

三、甲が5営業日以内に検収結果を通知しない場合は、当該動画を承認したものとみなす。

第8条（権利の帰属）

一、本業務により制作された動画（以下「成果物」という）の著作権および所有権は、委託料の完済をもって乙から甲に移転するものとする。

二、甲は、当該成果物を自身の政治活動・広報媒体（SNS、ウェブサイト、チラシ等）に二次利用することができる。

三、乙は甲の許可なく当該成果物を第三者に開示・使用してはならない。ただし、乙が内部参照用のポートフォリオとして保存する場合はこの限りでない。

第9条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の遂行上知り得た相手方の秘密情報を、第三者に開示・漏洩してはならない。本条の義務は本契約終了後も2年間存続する。

第10条（個人情報の取扱い）

乙は、本業務を通じて取得した個人情報を業務目的以外に使用せず、関係法令を遵守して適正に管理するものとする。

第11条（契約の解除）

甲または乙が本契約の条項に違反した場合、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

第13条（管轄裁判所）

本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書を作成し、甲および乙が署名または電子署名を施し、各自その記録を保管する。

令和8年 3 月 11 日

甲(委託者) 住 所: 桜井市栗殿612-8 氏 名: 工藤 将之	乙(受託者) 住 所: 奈良市中町313-3 松本ビル1階 会社名: 株式会社Bloom Road 代表取締役: 山岡 稔季 印 
--	--

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
					会派・議員名 工藤 将之
年 月 日	R 8 . 3 . 3 0				
表題	工藤まさゆきホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	議会報告 意見・要望等の窓口				
按分率の説明	按分率70% 個人の紹介などがあるため				
内容	県議就任以来の本会議・委員会での質問・政策提言などの報告 県民が理解しやすいまとめサイトの提供 広報公聴専用公式LINEを利用した意見集約				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作費	㈱Bloom Road	165,000 円	開設・レイアウト	79
	※ 70%充当 合計 115,500 円				
備考	ホームページアドレス： https://www.masayuki-kudou.com/ 添付資料：作成業務委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書を添付してください。

業務委託契約書

(公式Webサイト構築)

工藤将之 奈良県議会議員(以下「甲」とする)と、株式会社Bloom Road(以下「乙」とする)とは、甲の乙に対する公式Webサイト制作業務の委託に関し、以下の通り契約(以下、「本契約」とする)を締結する。

第1条(目的)

本契約は、甲の政務活動に関する情報を広く有権者・県民に発信するための基盤(公式Webサイト)を乙が構築することにより、県政情報の透明性確保および広聴活動の充実を図ることを目的とする。

第2条(業務の内容)

一、甲は乙に対して、以下の業務(以下、「本業務」とする)を委託し、乙はこれを受託する。

1. Webサイト制作

- 政務活動報告および県政情報の掲載に必要なWebサイトの設計・開発
- 活動報告(ブログ)、実績報告等のコンテンツ管理システムの導入
- スマートフォン対応および情報検索性を高めるためのSEO(検索エンジン最適化)実装

二、本業務の仕様および成果物の詳細は、別途乙が提出し甲が承認した見積書または仕様書に基づくものとする。

三、【重要】業務範囲の制限

本業務におけるサポート範囲は、甲の政務活動(県政報告、政策周知、広聴活動等)に係る情報発信に限るものとする。選挙運動、後援会勧誘活動、および私的な商用活動等は本業務の対象外とし、乙はこれらに該当する機能実装やコンテンツ作成には従事しない。

第3条(業務の遂行)

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲の指示および政務活動の趣旨に基づき、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行するものとする。

第4条(再委託)

乙は本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、乙の責任においてこれを行うものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

第5条(業務委託料および支払い方法)

- 一、甲は、本業務の対価として、乙に金150,000円(税別)を支払うものとする。
- 二、甲は、乙が発行する請求書に基づき、乙が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第6条(成果物の権利および資料の管理)

- 一、本業務により作成されたWebサイト(プログラム、デザイン、コンテンツ等)に関する著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む)は、委託料の完済をもって乙から甲に譲渡されるものとする。
- 二、甲は、本業務の遂行上必要な資料(写真、原稿等)を乙に貸与し、乙はこれを適切に管理する。
- 三、乙は、甲より貸与された資料等を本契約以外の目的に使用しないものとする。

第7条(秘密保持)

甲および乙は、本契約の遂行上知り得た相手方の秘密情報および個人情報を、第三者に開示・漏洩してはならない。本条の規定は、本契約終了後も有効とする。

第8条(契約の解除)

甲または乙が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合、相手方は本契約を解除することができる。また、甲または乙が反社会的勢力であることが判明した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。

第9条(不可抗力)

天災地変、サーバー障害等の不可抗力、その他乙の責めに帰すことのできない事由により本業務の遅延または履行不能が生じた場合、乙はその責を負わないものとする。

第10条(協議事項)

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

第11条(管轄裁判所)

本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書を作成し、甲および乙が署名または電子署名を施し、各自その記録を保管する。

日付 令和8年3月11日

甲(委託者) 住 所: 桜井市栗殿612-8 氏 名: 工藤 将之	乙(受託者) 住 所: 奈良市中町313-3 松本ビル1階 会社名: 株式会社Bloom Road 代表取締役: 山岡 稔季 印 
--	---

令和7年度事務所状況報告書

会派・議員名 工藤 将之

① 政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
② 所在地	住所 奈良県桜井市栗殿 1030 - 1 電話 090-9543-0910 延べ床面積 25.44 m ²
③ 他用途との兼用	☒ 無 ☐ 有 ☐ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他 ()
④ 所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件 (賃貸借契約先 中井殖産株式会社) 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	☐ 使用実態 (使用面積又は使用時間による) ☒ 事務所全体面積 25.44 m ² (a) うち政務活動使用面積 25.44 m ² (b) ☐ 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 25.44 / 25.44 → 按分率 100 / 100
⑥ 事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 100 / 100 (按分率の考え方: 政務活動のみに使用)
⑦ 駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 100 / 100 (按分率の考え方: 政務活動のみに使用)
⑨ 備考	支払先は家賃収入の代行業者

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。



建物賃貸借契約書

物件名	桜井もちの木ビル	301 号室
借主名	工藤将之 殿	

建物賃貸借契約書

物件表示	名 称	もちの木ビル 301号室			
	所 在 地	奈良県桜井市栗殿1030-1			
	構 造	鉄骨造り			
	目的物件	事務所・店舗ビル			
賃貸人(甲)		中井殖産株式会社			
賃借人(乙)		工藤将之			
連帯保証人					
賃貸借契約期間		令和6年3月 1日 より 令和9年2月28日迄 (3年更新)			
賃貸借条件	保 証 金	¥120,000円也			
	賃 料	月額	¥60,000円也		月額 ¥ 円也
	管 理 費	月額	¥3,000円也		月額 ¥ 円也
	消 費 税 (10%)	月額	¥6,300円也		月額 ¥ 円也
	合 計	月額	¥69,300円也 ※毎月27日迄に翌月分を下記の方法で支払う		
支払方法	・普通振込	近畿産業信用組合			
	・自動送金				
		フリガナ	ナカイシヨクサン (カ		
	・自動引落	口座名義	中井殖産株式会社 代表取締役 中井富男		
鍵	ナ ン バ ー		本		本
			本	合 計	本
	受 取 日	令和6年3月 / 日	署名	工藤将之	
メールBOX			回		回
備考					

表記の賃貸人(以下甲という)と表記の賃借人(以下乙という)とは表記の建物(以下本物件という)の賃貸借について以下の通り契約を締結する。

第1条(使用目的)

乙は次の目的及び用途、商号をもって本物件を使用するものとし使用目的・業態・用途の変更は原則として認めないものとする。

使用目的	議員事務所
用 途	事務所
商 号	

第2条(賃貸借期間)

- (1) 賃貸借の期間は表記の期間とする。双方異議がなければ本契約は更新されるものとし、以後も同様とする。
- (2) 乙が本契約の解約を申し入れる時は、3ヶ月以前にこの旨を甲に通知しなければならない。尚、この意思表示は原則として書面をもって行いこれを取り消すことができない。
- (3) 甲が解約を申し入れるときは、6ヶ月以前に乙に請求するものとする。

第3条(賃料・共益費・駐車料金)

- (1) 本物件に対する賃料、共益費、駐車料金、その他費用(以下賃料等という)は表記の金額とする。乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。尚、銀行振込・引き落としの場合、手数料は乙の負担とする。
- (2) 本契約締結日もしくは賃貸借の開始日が月の途中の場合、賃料は日割計算とする。但し、乙の都合により解約をする場合の計算は日割によらず終了月分全額を支払うものとする。
- (3) 賃料等は物価ならびに公租・公課・地代等の変動又は近隣に比較して不相当となった時、甲は契約期間中において3ヶ月前の通知により乙に対してそれを請求する事ができる。この場合、乙は適正な範囲内において増額に応じなければならない。
- (4) 乙は期日までに賃料等の全部又は一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年29.2%の遅延損害金を甲に支払うものとする。

第4条(諸料金)

本物件を使用することに伴って発生する電気・ガス・上下水道・衛生費・通信費・町内会費等一切は乙の負担とし3条1項の賃料等とは別に支払うものとする。

第5条(保証金)

- (1) 乙は保証金として表記の金額を差入れ、甲はこれを正に受領した。但し、保証金は無利息とし、本契約が終了して本物件の明け渡し完了後、甲は表記の解約引金を引き1ヶ月後、乙に返還する。

- (2) 乙は本契約が終了し、明け渡しの時でなければ、保証金をもって賃料等、その他本契約上の支払に充当することを甲に主張する事はできないものとする。
- (3) 乙は甲に差し入れた保証金の返還請求権を第三者に譲渡、又は債務の担保に供してはならない。
- (4) 本契約が終了し明け渡しの時、甲は原状回復費用、修繕費、未納賃料等、甲に対する本契約に基づく乙が負担すべき債務がある場合は、保証金から差し引いて乙に返還するものとする。

第6条(賃借人の注意・禁止事項)

- (1) 乙は本物件を善良なる管理者の注意をもって保全し、使用するものとする。
- (2) 乙は本物件内外のゴミ置き場、下水溝、排水溝等の共同施設に支障をきたさないことはもちろん清掃美化に努めなければならない。
- (3) 本物件において次に該当することは禁止する。
 - イ) 階段・廊下・通路等の共同部分に乙の物品を置くこと。
 - ロ) 共同部分を乙において専断的に使用すること。(物置等の設置を含む)
 - ハ) 壁、床、天井等にみだりに釘、押ピンを打ったり、テープ等を貼る行為。
 - ニ) 乙は本物件内及び敷地内で動物・鳥獣・ペットを飼育又は預かること。
 - ホ) 危険物、不潔、悪臭その他第三者に迷惑を与える物の持ち込み。
 - ヘ) 住居として使用又は宿泊すること。

第7条(原状変更)

- (1) 乙は次に掲げる施設の設置・工事・施工、或いは内装の模様替え、重量物の搬入を行うにあたっては予め甲に対して設計図面を提出し書面による承諾を得たときでなければ、本物件の原状を変更する事ができないものとする。又、そのその工事費用等は乙の負担とする。
 - イ) 室内外の造作など壁・床・天井・戸・窓等に変更を加える工事。
 - ロ) 上下水道・排水・排気・電話・電力、ガス引込・電灯・冷暖等その他の施設工事。
 - ハ) 看板等、広告物の掲載・施設(置看板も含む)
 - ニ) その他前記に準ずるすべての物
- (2) 乙が前項の規定に反し、工事を無断で施工した場合、甲は、これを中止・撤去させることができる。
- (3) 乙の設置した造作・設備のうち、本物件に付加して一体となった物は甲の所有とする。

第8条(修理)

- (1) 甲は本物件の本体及び基本設備・機械装置等の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。但し、乙及び乙の関係者・使用人の故意、過失によって本物件及び共同施設を滅失・毀損したとき、乙はこれを修理して原状に復するか、又は甲の決定する損害賠償金を支払わなければならないものとする。又、他の賃借人もしくは第三者に損害を与えたときも同様とする。

- (2) 本契約期間中における本物件内の壁・天井・床等に関する、修繕及び模様替え・塗り替え、消耗品等の取替えは乙の負担とする。

第9条(転貸等の禁止)

乙は理由の如何を問わず本物件の全部又は一部(共同使用・その他これに準ずる行為を含む)を第三者に転貸、又は本契約に基づく賃貸権もしくは債務又は債権を譲渡するなど一切の行為をしてはならない。前記第三者が事実上、親子関係・同属関係または乙の個人会社等である場合も同様とする。

第10条(通知義務)

乙は次の各号に該当するときは直ちにその旨を書面によって届けなければならない。

- (1) 本物件を引き続き1ヶ月以上使用しないとき。
- (2) 乙又は連帯保証人の住所・氏名・身分・主たる事務所の所在地等の変更があったとき。
- (3) 乙又は連帯保証人の代表者、役員、定款、組織、営業内容等の変更があったとき、もしくは実質的に変更があったと認められるとき。
- (4) 本物件に自己の管理責任者をおくとき、またはその変更があったとき。
- (5) 合併その他により第三者に地位を承継させるとき。

第11条(契約の解除)

乙(同居人及び関係者を含む)が次の各号に該当する行為をしたとき、甲は乙に対して何等の通知、催促を要しないで直ちに本契約を解除することができ、乙は直ちに本物件を明け渡しするものとする。甲が本契約を解除した為、乙に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

- (1) 乙が賃料等、その他本契約上の債務の支払について1ヶ月以上怠ったとき。
- (2) 乙が本物件を第1条に定める目的・用途・商号以外に使用したとき。
- (3) 乙が破産・和議・会社更生・競売・差押え・強制執行もしくは保全処分の申し立てを受けたとき又は申し立てたとき。
- (4) 乙が申込書に虚偽の記載をし、身分等を偽ってこの契約が締結されたとき。
- (5) 乙が甲又は近隣者に迷惑・損害を与えたとき。
- (6) 乙が本物件において公序良俗に反する行為(警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき)
- (7) 乙が反社会的と認められる団体(暴力団・過激な政治及び宗教活動の団体)及びその構成員と判明したとき。又、団体の事務所として本物件を使用し、看板、代紋等の表示を室内外に提示したとき。又、建物室内及び廊下等の周辺において一見して団体関係者と認められるような服装態度で徘徊し、近接者及び付近住民に不安を抱かせるような行為を行ったとき。
- (8) 本契約又はこれと関連して締結された契約、もしくは覚書等の各条項に違反したとき。

第12条(立入)

甲又はその使用人等は業務上の必要がある時、乙の承諾を得て本物件内に立ち入り点検し必要があれば乙に対して適宜の措置を求め、又は自らその措置をとることができる。但し、火災、盗難等緊急の場合は甲は乙に予め承諾を得ることを要しない。

第12条(契約の消滅等)

- (1) 法律又は命令、或いは公共事業の為により建物が使用禁止又は、収去される場合又は、天災・火災等の為、建物が滅失した場合には、本契約は自然に消滅するものとする。
- (2) 甲乙は、天災・火災・盗難等・その他、当事者の帰すべきでない事由によって被った双方の損害にたいしては、各相手方はその責めを負わぬものとする。但し、火災の場合、失火者に故意もしくは重過失のある時は、その損害を賠償しなければならない。

第14条(賃貸借物件の返還及び原状回復)

契約期間満了・解約・解除・その他・賃借権が消滅した場合、乙は次の定めに従って本物件を甲に遅滞なく明け渡しするものとする。

- (1) 本契約において明け渡しとは、次に掲げる各事項を乙の費用をもって完了したときをいう。
 - イ) 乙及び乙の関係者すべての者の退去。
 - ロ) 乙が契約中に搬入した全ての什器・備品等の搬出。
 - ハ) 甲の指定する乙の費用で新設・付加した造作・設備の撤去。
- ニ) 本物件内外の清掃及びゴミの撤去・処理。
- ホ) 乙は転出の際、甲に本契約書並びに鍵全部を返還し、電気・ガス・水道各料金は転出当日までに使用料の精算を済ませ、領収書を甲に提示すること。
- (2) 乙は本物件を原状に復して明け渡しをしなければならない。乙が本物件を明け渡した後、本物件内外に乙の残置物のある場合には、甲は乙がその所有権を放棄したものとして任意に撤去・処分し、これに係る費用を乙に請求することができる。
- (3) 明け渡しの際は甲及び甲の代理人が本物件の点検を乙と立会いの上、実施し、乙の故意、過失による破損した部分がある時は甲の指定業者がこれを修理するものとし、その見積もられた費用を乙は甲に支払わなければならない。
- (4) 本契約終了と同時に乙が本物件を明け渡さないときは、本契約終了の翌日から明け渡し終了に至るまで賃料・共益費・駐車料金の倍額に相当する違約金とそれに伴う損害金を乙は甲に支払うものとする。
- (5) 乙は本物件の明け渡しに際し、この事由、名目の如何を問わず、本物件内の造作・設備等について支出した必要経費・有益費の償還・買取請求等又、移転料・立退料等を甲に対して一切請求できないものとする。

第15条(見做し解約)

- (1) 乙が甲に対して第10条1項に定める届けをしないで1ヶ月以上本物件を使用しないとき、或いは甲に無断で1ヶ月以上不在又は行方不明等、何等の連絡方法もないなど賃借の意思が無いものと推定されるときは、甲は乙が解約を申し入れ本物件を明け渡したものと見做す。この場合、甲がその事実を知った日をもって本契約の解約とする。
- (2) 前項の場合、甲は警察官又は第三者2名の立会いを以って、乙の什器・備品等を任意の場所に移転・保管するも乙は異議無いものとする。尚、1ヶ月以上経過しても受取人の無い場合は所有権を放棄したものと見做し任意に廃棄処分されるも異議無いものとする。この場合は、明け渡しに要した費用(裁判費用・弁護士費用・運送料・荷物運搬日当・荷物保管料・廃棄処分料等)は全て乙の負担とする。

第16条(連帯保証人)

- (1) 乙の連帯保証人 は、本契約の各条項を承認の上、この契約から生ずる一切の乙の債務につき、乙と連帯して履行の責に任ずるものとする。
- (2) 連帯保証人の死亡等により欠員となったとき、もしくは甲が連帯保証人として不適格と乙に告知した場合、乙は直ちに甲の請求する資格を有する他の連帯保証人をたて、所定の手続きを行うものとする。

第17条(駐車場の使用許可)

- (1) 乙は甲との間で別に駐車契約を結ばない限り、本物件の敷地内に車両を駐車させてはならない。尚、本契約が解禁になったときは駐車場契約も解除されるものとする。
- (2) 駐車場の管理責任を甲は負わないものとし、駐車中の車両の盗難及び物損事故又は無断駐車は乙において対処するものとする。

第18条(店舗総合保険)

乙は本契約と同時に甲指定の店舗総合保険に加入し、本契約終了まで加入を継続しなければならない。

第19条(本契約に関する紛争)

本契約に関し甲・乙間に紛争が生じた時は、甲の住居地の裁判所を管轄裁判所とすることに甲及び乙は予め合意する。

第20条(規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲・乙は各々信義を重んじ誠意を以って協議・善処しなければならない。

特約事項

1. 乙は前契約者の施工した内装設備を引き継いで本物件を現状有姿のまま使用するものとするが、乙は本契約を解約する場合、前契約者の施工した内装設備部分と乙自身が施工した内装設備を乙の費用負担をもって解体撤去し本物件を原状に回復して甲に明け渡すものとする。

上記契約の証として各自、署名・捺印の上、本契約書2通を作成し貸貸人・賃借人各自、1通を保有するものとする。

令和 6 年 2 月 29 日

貸貸人 (甲)	住所	大阪市中央区農人橋2-4-12	
	フリガナ	ナカイ ショクサン カブシキガイシャ	
	氏名	中井殖産株式会社 代表取締役 中井富男	
	連絡先	(06) 4790-9981	
賃借人 (乙)	住所	奈良県桜井市粟殿612-8	
	フリガナ	ケドウ マサユキ	
	氏名	工藤 将之	
	自宅 電話		
	勤務先名	奈良県議会	電話 0742-27-7454
連帯保証人	住所		
	フリガナ		
	氏名	印	
	自宅 電話		
	勤務先名		電話
仲介人			
取引主任者			
担当者			